

衆議院

商工

委員

會議

録

第七

号

平成十年四月三日(金曜日)

午前十二時二分開議

出席委員

委員長 齊藤斗志二君

理事 石原 伸見君

理事 岸田 文雄君

理事 伊藤 達也君

理事 太田 昭宏君

理事 甘利 明君

理事 奥田 幹生君

理事 古賀 正浩君

理事 桜井 郁三君

理事 田中 和徳君

理事 中島洋次郎君

理事 野田 実君

理事 村田敬次郎君

理事 山口 泰明君

理事 大島 章宏君

理事 今田 保典君

理事 原口 一博君

理事 渡辺 周君

理事 坂口 力君

理事 宮地 正介君

理事 東 祥三君

理事 大森 猛君

理事 横光 克彦君

理事 出府國務大臣

理事 通商産業大臣

理事 堀内 光雄君

理事 文部省學術國際

局長 雨宮 忠君

理事 通商産業政務次

官 遠藤 武彦君

理事 通商産業大臣官

房總務審議官 及川 耕造君

理事 通商産業大臣官

房審議官 杉山 秀二君

理事 小此木八郎君

理事 茂木 敏充君

理事 松本 龍君

理事 西川太一郎君

理事 小川 元君

理事 木村 義雄君

理事 河本 三郎君

理事 新藤 義孝君

理事 武部 勤君

理事 中野 正志君

理事 林 義郎君

理事 矢上 雅義君

理事 吉田六左門君

理事 川内 博史君

理事 島津 尚純君

理事 藤田 幸久君

理事 井上 義久君

理事 中野 清君

理事 青山 丘君

理事 小池百合子君

理事 吉井 英勝君

理事 出府國務大臣

理事 通商産業大臣

堀内 光雄君

理事 文部省學術國際

局長 雨宮 忠君

理事 通商産業政務次

官 遠藤 武彦君

理事 通商産業大臣官

房總務審議官 及川 耕造君

理事 通商産業大臣官

房審議官 杉山 秀二君

委員の異動

四月三日

辭任

甘利 明君

岡部 英男君

竹本 直一君

中山 太郎君

島 聡君

坂口 力君

榎藤 恒夫君

同日

辭任

榎井 郁三君

田中 和徳君

矢上 雅義君

吉田六左門君

同日

辭任

東 祥三君

同日

辭任

同日

通商産業省産業政策局長 江崎 格君
通商産業省機械情報産業局長 広瀬 勝貞君
工業技術院長 佐藤 壯郎君
特許庁長官 荒井 寿光君
中小企業庁次長 中村 利雄君
中小企業庁計画部長 中澤 佐市君
法務大臣官房司法法制調査部司法法制課長 河村 博君
法務大臣官房司法法制課長 野田浩一郎君
商工委員会専門員

委員外の出席者

補欠選任

榎井 郁三君

吉田六左門君

田中 和徳君

矢上 雅義君

今田 保典君

井上 義久君

東 祥三君

補欠選任

甘利 明君

中野 正志君

中山 太郎君

岡部 英男君

藤田 幸久君

坂口 力君

榎藤 恒夫君

中野 正志君 竹本 直一君
藤田 幸久君 島 聡君

四月三日

出版物再販制の廃止反対に関する請願(宮本一三君紹介)(第二二二六号)

同(日片信君紹介)(第二二二八号)

同(家西極君紹介)(第二二二二号)

同(金田英行君紹介)(第二二二三号)

レコード・音楽用CD等の再販制度維持に関する請願(江藤隆美君紹介)(第二二二七号)

同(佐藤剛男君紹介)(第二二二八号)

同(亀井久興君紹介)(第二二二四号)

は本委員会に付託された。

本日の會議に付した案件

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案(内閣提出第三七号)

特許法等の一部を改正する法律案(内閣提出第三八号)

○斉藤委員長 これより會議を開きます。

内閣提出、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案及び特許法等の一部を改正する法律案の両案を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。古賀正浩君。

○古賀(正)委員 特許関連法案のただいまからの質疑に入ります前に、一言申し上げさせていただきます。現在大変厳しい経済不況のさなかであります。

れども、我が国のゴム履物大手メーカーでありますアサヒコーポレーション、この経営破綻が先月末にわかに浮上いたしました。特に、同社主力工場が所在する地域といたしまして、関係者は極めて大きな不安を持っておるところであります。そういう中で、この失業問題であるとか関連倒産問題とかの不安をともかく払拭をして、しっかりと新しい対応に向けて頑張っていかなければならないわけでありまして。これの対応については関係行政怠りないというふうに思いますけれども、それとともに、私は、特に現在の深刻な不況問題がいつにこまで来ておるかということ、極めて深く地元も認識をしておるところであります。

我々は、何よりも我が国の経済の深刻な景況をしっかりと認識をし、その回復に向けて手こたえのある政策努力の結集に取り組まなければならぬということに改めて痛感をいたしておるところであります。まず、このことを強く皆様方に訴えたいと思います。これについて、とりあえずお答えは要りません。

それでは、法案の審議に入らせていただきます。申すまでもなく、我々が愛してやまないこの日本国というのは、土地が狭く資源に恵まれないという国であります。その我が国が世界に冠たる経済大国の花を開き、豊かさを享受できるようにになりましたのは、ひとえに人的な優秀さ、知的資源の優秀さにあると言っても過言ではありません。その特性は今後ますます生かしていかなければならぬ、ここに日本の将来の生きる道があるというふうに思う次第であります。

平成七年に立法されました科学技術基本法は、まさにこのような観点から、国を挙げて科学技術力の向上に取り組んでいく姿勢を鮮明にしたものであります。経済社会のグローバル化が一層進

展し、世界規模でのメガコンペティションが繰り広げられる中で、我が国の産業が競争力を維持し、活力を保つていくためには、技術力、デザイン力といった知的な創造を生み出していく力を強化し、世界に伍していくことが不可欠な課題であるわけであります。

また、最近の我が国の経済動向は、先ほど私が触れましたように極めて停滞色が強く、閉塞感に覆われておるところであります。このようなときにこそ夢のある産業の将来像を示していくということが必要であると考えますが、そのためには現状を開拓する新たな技術開発などに力を尽くしていくということが非常に重要になるわけであります。

このように考えてまいりますと、二十一世紀を担う知的創造活動を保護するための特許などの知的財産権制度のあり方が極めて重要になってくるということになるわけであります。制度の運営に当たる通産省、特許庁の役割は極めて大きなものがあると思うわけでありますが、まず最初に、これからの知的財産権制度のあり方について、大臣の基本的な御認識を伺わせていただきたいと思ひます。

○堀内国務大臣 古賀委員の先ほどのアサヒコーポレーション、ゴム靴のトップメーカーの倒産の話、深刻に受けとめておりまして、我々も、それに関する関連の倒産の防止とか、いろいろ取り組みをいたしているところでございます。深刻な不況の中で、先生御懸念のような問題についての取り組みをしっかりとやってまいりますことを、まず申し上げる次第でございます。

また、ただいまの御質問につきましては、委員の御指摘のとおり、今後の日本の産業の発展、こういうものは、科学技術創造立国の実現というところが一番基本になってまいるといふふうに考えております。こういう観点から、知的財産の創造あるいはそれに伴うところの権利の設定、そしてそれを活用するというような知的創造サイクルの原動力としての知的財産権の重要性というものは、

非常に高まってきたと考えております。こういう状況を踏まえまして、平成九年五月に閣議決定をされました経済構造の変革と創造のための行動計画、これにおきましても「適切な知的財産権の保護の強化（プロパテント政策の推進）」ということで、その方向が打ち出されているわけでございます。

具体的には、知的財産権の強い保護を行っていくということ、あるいは大学における知的財産権取得の支援を行っていく、さらには休眠している特許の有効な活用というような問題、こういうものを含めましてしっかりと取り組みをしてまいらなければならぬと思っております。通産省といたしましては、こういう点を踏まえまして、今後知的財産権制度を強化するための総合的な施策に取り組んでまいれる覚悟でございます。

○古賀（正）委員 お話のように、今後知的財産権制度の強化にしっかりと取り組んでいかなきゃならぬ、こういうことでまた頑張っていたいただきたいと思う次第でございます。特に、特許庁に出願して得られました特許権等の権利をしっかりと保護していくということが大切になるわけでございます。

かつてアメリカの大統領のリンカーンが、特許制度は、天才の火に利益という油を注いだという言葉を残されたそうであります。非常に言い得て妙な表現だといふふうに思っておりますけれども、そういうことから我が国の現状を見ますと、注ぎ込む油が我が国では少な過ぎるのではないかと、こういう思いがするわけであります。

すなわち、特許権等の権利を取りましても、侵害された場合に得られる賠償額が非常に少ない。米国に比べると一けたも二けたも少ないというところと言われていると聞いております。技術開発に精進して特許を取得しても浮かばれない、むしろ他人の技術を侵害した方が得だといった非常に不届きな状況にあると批判もされているところであります。このような侵害し得、侵害した方が得だという

ような状況は、先ほど大臣から御答弁をいただきました。知的創造立国を目指す我が国においては断じて放置できない問題であるといふふうに思っております。万一特許権等の知的財産権が侵害された場合には、しっかりと損害賠償をさせる、刑事罰もかかるということによって、この侵害し得の状況を是正していかなければならぬといふふうに思っております。

今回の改正は、この問題にどのように対応しているのか、この改正により、どのような変化を期待しているのかをお尋ねしたいと思ひます。

○荒井（善）政府委員 現在の我が国の状況につきましては、今御指摘のとおり、特許を侵害してもその損害賠償額が極めて低くて、技術開発へのインセンティブを損ねているという御指摘がござい

ます。ということ、今回の改正案では、損害賠償額の引き上げあるいは法人重課ということ、従来は罰金が五百万円だったものを一億五千万円に引き上げるとか、こういう内容を盛り込んでおります。こういうことによりまして、知的財産権の侵害の抑止に大きく資していくものだと思っております。これによりまして日本の創造的な技術開発が進んでいくことを期待しております。

○古賀（正）委員 損害賠償の立証が容易になつて十分な賠償が得られるようになる、あるいは刑事罰も強化されるということで、大いに結構なことだといふふうに考えておるところであります。また、そういう中で、知的財産権を侵害してはならないという考え方をしっかりと定着させていくということが重要であろうかと思ひます。また、裁判所におきましても、今回の法改正の趣旨を踏まえた適切な運用が期待されるというところでありますけれども、特許庁としても、知的財産権の十全な保護に向けて努力をしっかりと続けていただきた

いと思ひます。そこで、その次に問題を移しますが、この知的財産権というのは非常に大きな財産といふことでありますけれども、これがどのように十分に活用

されておるかということが一つ課題としてあるわけであります。

話によりまして、実際には、特許が取られた技術のうち、多くのものが利用されずに休眠しているといふふうに聞きました。もったいない話ですね。このたびのもう一つの法案に關しましては、同僚の山口委員がいろいろ質問をされることになつておりますけれども、それとは別にいたしましても、特許技術というものは使ひようによつてはまさに宝の山といふことでありますし、何とかその有効活用を図っていくということが必要ではないかと思ひます。

また、この特許を使つた地域経済の振興はできないものかという思いもありません。新聞によりまして、広島のマツダが開発したアルミ鋳造法に関する特許を地元企業が実施する契約が成立したとか、三菱化学のボルト・ナットに関する技術を福岡の企業が利用することになったとかいった記事も見られますが、休眠特許の現状について御説明いただけますとともに、その活用のためにどのような施策を実施しようとしているのかをお話しいただきたいと思ひます。時間の関係がありますから、要点を簡単にお願い申し上げます。

○荒井（善）政府委員 せっかくお取りいただいた特許も約四十万件ぐらゐ使われていないのではな

いかといふような推計もございまして、中小企業の方もいろいろな技術を導入したいというお考えも強く持っているといふような調査もござい

我が国で権利を有している商品のデザインや商標を模倣した模倣品が周辺のアジア諸国で生産され、我が国に流入してくるものは枚挙にいとまがない状況であります。最近ですと、昨年話題になりました「たまごっち」につきましても、あれだけ評判になりましたと、たちまち海外から模倣品が流入して問題になってくるということであり、また、ところが他方、我が国企業が発展途上国に進出するということになりますと、現地では特許権、意匠権、商標権といった知的財産権が十分に保護されずに困っているという話もよく耳にするわけがあります。

このような問題にしまして、政府としてしかるべき対応をとる必要があるのではないかと思います。現在どのような対応をしているのかについて、簡単に御説明願います。

○荒井(恵)政府委員 今、日本の企業の方がにせもので被害に遭って大変困っておられると聞いておりますので、私もといたしまして、アジア各国から千人研修ということで来ていただきました。特許の重要性をしっかりと学んでいただくとか、あるいは実態調査をやったり、特許庁にも模倣品被害相談窓口、いわゆる模倣品一〇番を設置いたしました。一生懸命対応していくということでございます。

○古賀(正)委員 経済にも国境がなくなっていくという中で、このような問題はしっかりと取り組んでいく必要があるというふうに思っております。さて、最後に、知的財産権制度の国際調和の問題ということについて一言伺いしておきたいと思っております。

本来、私は、一國で出願をし権利を取得すれば、それがそのまま直ちに世界各国で通用する、そのような仕組みができていくことが理想だということに思っております。しかしながら、一氣にそこまでいくというのは各国の事情その他でなかなか難しいといたしまして、短期的な目標としては、国際機関などに依頼すれば自分の希望する国で権利を取得できるといった、国際出願制度を整備していくことが考えられると思うので

望する国で権利を取得できるといった、国際出願制度を整備していくことが考えられると思うので

特許については特許協力条約ができておりまして、PCT出願と呼ばれる国際出願が可能となっております。おるわけでありましても、商標や意匠については、まだこのような制度が我が国では整備されていらないという状況にございます。このうち、商標の国際出願制度につきましては、既にマドリッド・プロトコルという形で国際合意ができておるわけでありましても、日本はまだこれに入っていないということでございます。ひとつ我が国も早急に加盟すべきではないかというふうに思っています。この点について御見解をいただきたいと思います。

○荒井(恵)政府委員 日本の企業のいろいろな商品が世界じゅうで販売されて、その商標をしっかりと守るということが大事なのでございまして、そのときにマドリッド・プロトコルという商標の国際登録条約に入ると簡単に取得できるということでございます。今の御指摘もございましたので、これから日本の加盟について検討を進めてまいりたいと思っております。

○古賀(正)委員 先ほども申し上げましたように、私は、大きな目標としてはやはり世界共通特許のような仕組みをつくっていかねばならぬ、こういうふうな考えておるところであります。その世界共通特許についてのお考え、またその実現に向けての戦略について一言御説明をいただきたいと思います。

○荒井(恵)政府委員 今、世界の経済活動がグローバル化しておりますので、世界共通特許が必要じゃないかという御指摘は、全く私たちの方も同じような気持ちであります。そのためには、日本、アメリカ、ヨーロッパの先進国の特許庁がよく合意をする、さらにアジア各国においてはAPECの場を通じてやる、あるいは世界全体については、世界知的所有権機関という場がございしますので、その場を通じて、世界共通特許が何と

か実現できるように一生懸命努力をしてみたいかと思っております。

○古賀(正)委員 もう時間がなくなつてまいりました。繰り返してありますけれども、二十一世紀、我が国は科学技術立国、知的創造立国を志向するわけでありましても、その中核としての活動が期待されるのは、何といたしてもこの特許制度という知的財産権インフラということになるわけでありまします。今後、特許庁の役割、責務は極めて大きなものがございます。

特許庁は、現在、二〇〇五年に向けた特許行政ビジョンというものを持っていていろいろ努力をしておられるというふう聞いております。その中に、例えばリアルタイムオペレーションを目指す、つまり、即刻それについて審査をし、結論を出すという非常に野心的な計画がある、本当にすばらしいことだと思っております。ひとつしっかりと今後頑張っていくべきです。

私は、かつて通産政務次官をやらせていただきましたときに、たまたま大臣のかわりに特許庁の新入生の歓迎会が何かに出させていたでいて、皆さんと歓談したことがあります。そのとき、本当に優秀な新入生がたくさんおられて、本当に明るく元気で非常に意欲的な、本当にすばらしい人たちが、これだったら日本の特許行政もうまくいくのじゃないかな、かねてそう思ったことがございます。

先ほども申しましたような、非常に大事な、日本発展の中心的なインフラの中心におられるのが特許庁でありますから、ひとつ今後大いに頑張ることを期待いたしまして、とりあえず私の質問を終わらせていただきます。

○山崎(泰)委員 自由民主党の山崎泰明でございます。それでは、早速質問させていただきます。大学等の知識、能力資源の研究成果を実用化、製品化する道を社会へ開くことは、大変画期的な

ことであります。また、大学等に競争原理を導入し、ある面では大学改革の活性化につながることも高く評価すべきであります。技術移転のあり方については、米国では既に八〇年代に実施したTLOは、バイ・ドール法の導入促進の結果、今日の米国経済発展の基盤となつておると聞いております。我が国においても、新技術創出と技術移転の構築となるこの法案は、大いに期待するものであります。

以下、何点が質問させていただきますので、答弁は、国民が聞いてもわかりやすく、言葉で説明をしていただくようお願いしたいと思います。私は、これが政治離れの引きとめになると大変確信をしているものですから、よろしく願いをいたします。

大学等の研究成果を民間企業等に技術移転するに当たり、実際、民間企業のニーズはどの程度あるのか、また、国立大学や通産省所管の研究機関並びに全庁が持っている国立研究所等の技術特許数はどのくらいあるのかを伺いたい。また、その中で国立の大学教官が個人として所有している特許数も幾つかを聞きたいと思っております。

○雨宮政府委員 国立大学の関係についてお答えいたします。

国立大学が国有財産として管理しております国有特許の件数でございますが、平成九年三月三十一日現在で一千五百件というところでございます。また、国立大学の教官個人が所有する特許の数、これはいろいろな時点で取得しているわけでございますけれども、個人が私的に有する財産であるというところで、すべてのものにつきまして文部省としては承知していないわけでございますが、御参考まででございますが、平成八年度に国立大学において発明委員会が審議されました、といひますのは、発明がございまして発明委員会に届け出ることになっておりますが、発明委員会が審議されました発明の件数が平成八年度におきまして四百四十八件、このうちで、個人に帰属するとされたものが三百八十二件ということでございます。

で、全体の約八五%が個人に帰属する、こういうことでございます。

○山口(泰)委員 ここで重要なのは、これらの特許がTLOを通じて円滑に民間企業に移転していくメカニズムの構築であると考えます。文部省としてはどのような施策を講じていくのか、お伺いしたい。

○雨宮政府委員 まず一番大きなことは、今回法律で御審議をいただいております技術移転事業そのものでございまして、この立ち上げをいろいろな形で支援していく、これがまず第一でござい

ます。それから、若干周辺のことになるわけでございますが、要するに、基本的に、いかにして大学の持っているポテンシャルというものを産業界等に普及していくかということでございますので、そのためにはまず大学の研究自体がしっかりと行われていなければならない、あるいはしっかりと研究条件を確保しなければならないというようにござい

と。それから、産学連携活動がさまざまな分野で行われておるわけでございまして、例えば共同研究にいたしましても、現在約二千件ほど行われておるわけでございまして、年々ふえておるわけでござい

ます。また、共同研究センターというものを多くの大学で設けているわけでございまして、こういう産学連携活動全体を振興していく。これもまた今回のTLOの活動自体に好影響を与えるものだというように考えておるわけでござい

ます。その他、先ほどの発明委員会の設置、その運営の改善でありますとか、あるいは大学として技術移転を全体として取り進めていくための組織的なバックアップというものをどう整えていくかという

こともございまして、特許ということについての教員の意識というものをどう改革していくという

こともまた必要であるかというようにござい

で、さまざまな周辺部分も含めまして産学連携というものが進められ、それによって、この法案の御審議をお願いしておりますTLO自体のでき上

がっていく環境というものを整えていくということが重要であるかと思うわけでござい

ます。○山口(泰)委員 大学等における研究成果を積極的に民間企業等に移転していくためには、大学の教官が企業において研究開発や技術指導に従事する場合の兼業も認めていく必要があると考えております。文部省においても、最近このような取り組みと聞いておりますけれども、実態はどのような

になっているのか、また、今後の対応方針をどのように考えているのかもお伺いしたいと思

います。○雨宮政府委員 国立大学の教官等が勤務時間外におきまして企業での技術指導や研究開発を行うために兼業することにつきましては、既に一昨年の十二月の人事課長通知によりまして認めておるところでございまして、認められましたのは昨年の四月からでござい

ますが、平成九年の四月から十二月までの九カ月間トータルいたしまして、この兼業許可を得た者が約一千件というところでござい

ます。兼業許可につきましては、本務の遂行に支障がないとか、いろいろな基準があるわけでござい

ますが、それらの基準を守りつつ、今後とも兼業許可の適正な実施に配慮してまいりたいというように考えております。

○山口(泰)委員 技術移転のための知的創出には研究開発のための基盤整備が大切だと考えております。教育白書によれば、建築後二十年以上経過しているいわゆる老朽化施設は約一千四百四十万平方メートル、全体の五二%と指摘されているわけですが、この老朽化施設の解消に向けてのお考えをお聞かせいただきたいと思

います。○雨宮政府委員 御指摘のとおり、昭和三十年代後半から四十年代にかけまして建設した建物の老朽、狭小化というものが大変進んでおるわけでござい

まして、その改善整備を図ることが、先ほども申しました研究条件全体を改善していくという上で大変重要なことでござい

ます。非常に厳しい財政状況ではござい

ますけれども、私どもとして、予算の重点化を図るなどいろいろな工夫、改善を行

いながら、施設の計画的な整備に最大限の努力を払ってまいりたいというように考えております。

○山口(泰)委員 産業基盤整備基金は、十数本の法律に基づいて業務をこれまで実施してきており、経済構造改革に資する施策を実施するための種々のノウハウを持つているものと考えておりますけれども、そうしたノウハウをこの法案にどのように生かしていくのか、決意並びに運営方針についてお伺いしたい。

○江崎政府委員 産業基盤整備基金の活用問題についてはお尋ねでござい

ますが、御指摘のとおり、この産業基盤整備基金は、現在、民法

法ですとか事業革新法といった十三本の法律に基

づきまして、債務保証とか出資とかあるいは情報収集、提供などの業務を行っております。いわ

ば経済構造改革の中核的な機関として総合的に業務を行っております。

今御提案していただきますこの法律におきましても、技術移転事業に

対しまして、助成金の交付ですとかあるいは債務保証、それ

から情報収集、提供事業の業務ですが、これは産業基盤整備基金が一

元的に行うということをお伺いしてござい

ます。これは、これまでその基金が蓄積しました同様な業務のノウハウ、それから組織体制というものを活用できること

になるわけでございまして、そういうことになりま

すと、従来のノウハウを十分生かせるというふうに思

っております。それから、このための新たな機関を創設するわけでは

ないわけでございまして、その意味では行

革の観点からも望ましいのではないかと、このよう

に思っております。

○山口(泰)委員 本法案によるTLOの円滑な運

営を初め、産学連携を進めていくためには、通産省としてどのような取り組みが重要であるかと

考えているのか、お伺いしたいと思

います。○江崎政府委員 この産学連携の問題でござい

ますが、我が国が経済構造改革を推進するた

めには、新規産業の創出、それから産業技術の

向上によりまして既存産業の高度化を図るとい

うことが大変重要でありますけれども、その目的のために、産学連携によりまして技術開発ですとか、あるいは大学などの研究成果を産業界へ技術移

転するということによりまして、大学の研究機能あ

るいは人材育成機能を産業界において十分活用す

るということが大変重要だというふうに思

っております。

政府としまして、産学連携を促進する体制整

備を図るために、平成八年には科学技術基本計画、また平成九年には経済構造改革と創造のための行動計画、これは昨年十二月にフォローアップで

新しくしたわけでござい

ますが、こうした計画におきまして人材面の手当てとかあるいは資

金面での具体的な施策を定めて、この着実な推

進を図っていくこととして、このところござい

ます。

この法案におきまして、こうした産学連携施策の一環としまして、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転を促進するとい

うことをねらっているわけでござい

ます。通産省としましては、今度とも文部省等関係省庁と十分に

連絡をとりまして、大学と企業との共同研究で

すとか、あるいは大学から企業への技術指導の促進といったようなことを通

じまして、産学の連携を一層進めてまいりたいというふうに思

っております。これを通じまして独創的な研究開発活動を促進し

まして、その成果が新技術とか新規産業の創

出へ結びつくようにしていきたいというふう

に思っております。

○山口(泰)委員 この法案が成立しますと、大学等の教授、研究者等にも競争原理が働き、実力主義にな

ってまいります。このことは、能力主義を重視して

いく、民間の意識改革を取り入れていくためにも大変すばらしいことと私は考え

ます。そういう意味を含めて、最後になりますが、人

事管理のあり方についてお伺いしたいと思

います。現在、大蔵省、日銀官僚の不祥事によ

って国家

公務員のあり方が問題になっております。今、人事院で新たな時代の公務員人事管理を考へる研究会を開催しており、その中で、例えば改革で重視すべき要素として、柔軟で開放的な仕組みの整理、高い専門能力、国際性の涵養、能力、実績の重視と個性の尊重とあります。その中で、能力、実績に応じた処遇の推進、これが私は重要であると考へます。いわゆる行政能力、人物が優秀であつても、ノンキャリアの採用はキャリア組と比較して昇進の道に限界があるのが現状でございます。

私ごとで大変恐縮でございますけれども、私は一昨年当選するまで中小のガス会社でサラリーマンをしていた関係で、五十四年より当時の東京通産局、今の関東通産局に出入りをさせていただき、いろいろな方々に御指導いただき、また交流もいたしました。関東通産局は、昔も今も局長、各部長、総務課長はいわゆるキャリアと呼ばれる方々であります。私が接したキャリアの人たちは皆、能力、人格とも大変立派な方でありました。しかし、II種採用で入つたノンキャリアと言われる人たちの中にも、このキャリアと比較して何ら遜色のない方も見受けられました。この方々は各部の次長またはそれに匹敵するポストで終わつてしまひます。

私は、議員になる以前からこのことに関してはずつと不自然に思つておりましたし、一般企業では能力主義が定着しつつある現在、大手企業のオーナーでもあります通産大臣の御所見をお伺ひしたいと思ひます。

○堀内国務大臣 お答えを申し上げます。委員の御指摘のように、行政の一層の活性化というものを図つてまいりますためには、能力だとか適性だとか、こういうものに基づく人事管理というものを徹底していく必要があると思ひます。最初からキャリア、ノンキャリアというような区別でもつて取り組むということは余り芳しいことではないと考へます。I種、II種、III種といった入省時の試験区分にこだわらないで、有能かつ意欲の高い職員を幹部にしていけることが重要だと

思つております。

通産省といたしましても、こういう観点からII種、III種の職員の積極的な登用に努めてまいつてきておりますが、現在、人事院においてこういう問題、先ほど委員の御指摘のように登用のための早期選抜の方法などを検討いたしてございまして、十一年度からの実施ということで取り組みを行っているところでございます。

そういう意味で、当省としましてもこうした人事院などにおける検討結果も踏まえまして、今までもその取り組みを行つてまいつておりますが、能力、実績本位の人事をさらに徹底してまいりたいと考へております。

○山口(憲)委員 ぜひそのようになりまして、ノンキャリアの方でも、事務次官は無理でもせめて局長ぐらいになれることを希望して、私の質問を終わります。

ありがとうございます。

○斎藤委員長 次に、渡辺周君。

○渡辺(周)委員 民友連、民主党の渡辺周でございます。このたびの特許関連の二法につきまして、四十五分間質問をさせていただきます。

まず最初に、今回の特許法の一部改正についての御質問をさせていただきます。

特許侵害の賠償額、今回この法律の大きな目玉といひますか、柱になるわけでありすけれども、幾つかの資料を日米で比較してみますと、日本が一件当たり平均四千六百万円、米国では何と平均百二十億円ということで、大変な格差がある。アメリカは、知的所有権については一つの戦略物資として重要な視点で扱っている。この巨額の賠償金ということがその姿勢の一つであらうというふう

に認識をするわけでありす。先ほど来委員会の中でも取り上げられておりますように、いわゆるまね得やられ損、そうした部分について、いよいよ日本も大量生産型社会から開発型の社会になつてきた。そうした中で、知的所有権をこれからのように保護をし、あるいは日本

のおくれはせながら今回このような形で前進が見られた。その点につきましては率直に評価をされているわけでありす。今後、我が国も技術立国を標榜していく以上、知的所有権の扱い、これについては大変な認識を持つて臨まなければならぬだろうというふうな思ひます。

そうした中で、今回の法改正の背景となりまして、昨年十二月十六日に工業所有権審議会の特許法等の改正に関する答申「損害賠償制度等の見直しについて」というような、各界の方々が集まつて答申されたこの審議会の答申を見ますと、なかなかこれが今回の法改正では生かされてない部分があるのではないかと。この答申の中にもありますような、一つの考え方としてありますけれども、米国立法のいわゆる三倍返しと言われる制度、こうしたものがとられていなかった。そしてまた、そのほかにも、被告が侵害していないことを立証するための文書提出などの責任、損害を計算する鑑定人制度の導入、こういうことについてもこの審議会の答申の中には盛り込まれていないわけですが、今回、この法の中に触れられていないといひますが、見送られたのかと思ひわけでありすけれども、なぜそのような経緯になつたか、まず、その点についてお尋ねをしたいというふう

に思ひます。○荒井(寿)政府委員 ただいまお話ございましたとおり、昨年、審議会から答申が出たわけでございますが、従来の日本の考え方あるいはやり方とは根本的に随分違つた方向に行くということもございまして、大変な議論がございました。そういう過程で、審議会からいただいたものをさらに今回、改正案にするということで、いろいろな議論を進めたわけでございます。

その際、日本で三倍賠償制度を入れたらどうかという議論につきましては、現在は日本の損害賠償が低いからぜひ入れるべきだという意見と、一方で、日本の民法の原則との関係があるからさうに考へるべきではないかという議論、あるいは文書提出命令につきましては、そういう文

書を提出するということに伴ひまして、提出されたそういう証拠の取り扱いをどういうふうにしていくか、あるいは計算鑑定人につきましても、その権能はどうするかというふうな、従来の民法の原則などとの関係で一層研究すべきだというふうな議論もございました。今回の改正案には入つていないわけでございます。

○渡辺(周)委員 そういう意味で、確かに今回の法改正では、場合によつては通常ライセンス料の三倍以上の賠償額になるといふようなことになつてはいるわけでありすけれども、そうした中、これはこの間の新聞記事であります。日本経済新聞で、特許法の改正は腰砕けではないかといふような指摘がございました。「経済や産業のグローバル化は止まらないのに、日本の特許制度だけが取り残されている。」そうした中で「特許庁は「国会終了直後にも、再度法改正の検討を始める」と説明する。」

これは、私もかつて新聞記者をやつていましたので、マスコミの書き方というものが、果たして本当にそう言つたかどうかといふところは、どのようにお答えになるかは非常に微妙かと思ひますけれども、言つた言わないのその議論は別に、実際にどういふふうなことで、国際水準並みにはほど遠いのではないかと言われている中でこの程度の法改正では、半歩進んだといひえ、こうした欧米並みにしようといふ日本としての特許に対する、知的所有権に対する強い思い入れ、保護というものがやはりまだまだ追いついていないのではないかと。そういう中で、今国会終了後にでも再度法改正の検討を始めるというふうなことで、これが事実かどうかといふよりも、実際、今後このよう

な形でまだまだ手直しと見直しをしていくことがあるのかどうか、その点についてお尋ねをしたいと思つております。○荒井(寿)政府委員 今、新聞報道について御指摘ございましたが、一方で、今回の法律改正につきましても、従来と違つて、日本で知的財産権を極めて重視する画期的なことだといふような御

指摘もいたしておりました、いずれにせよ、日本が科学技術創造立国を進めていく上では、しっかり技術開発を進める、そのために知的財産権を守るといふ方向に進み出した、大きなことが期待されるという御指摘もございいます。

そういうこともございしますが、私も特許を担当するものとしたしましては、その時代時代の国民の期待、ニーズにこたえて、的確な法制度になっていくよう不断の見直しを進めてまいりたいと思っております。

○渡辺(岡)委員 実際、この改正に関する答申が出たのが平成九年十二月十六日であります。この法案が提出されたのがつい先日でありますから、現行の法制度との整合性という意味において、現状、法的な制度においてなかなかそこまで間に合わなかったのかなというふうな思いもありませんけれども、実際問題として、この新聞記事に限らず、幾つかの、まだまだこれでは日本の知的所有権に対する政策というものは道半ばではないか、まだまだ甘いのではないかとというような指摘が各識者や関係するところからは出ているわけでありまして、今後、不断に見直していただいて、本当に名実とも実効力あるものにしていただきたいと思っております。

時間もございませんで、次に進ませていただきます。

私も静岡県の人でございまして、静岡県にも、平成九年度の特許庁の流通支援事業、特許有効活用モデル、知的所有権センターが地域の中核機関として推進をしていくということで、そうした施設も整備されました。

聞くとところによりますと、八十三万件の特許のうち、休眠しているものが五十六万件ある、この休眠特許を取得してそのメリットを生かしましていうことが幾つかPRをされているわけでありまして、新技術や新製品の開発は、巨額の投資や長い年月を要する多くのリスクがそこには伴うわけでありまして、その反面で、こうした休眠特許のメリットということを生かせれば、地域

の産業振興においても何らかの着眼点、アイデアが生まれて、そこで一つの産業が企業化されるといふような指摘もあるわけでございます。

そうした中で、この休眠特許、零細、中小企業は、ニーズをとらえたアイデア、シーズや技術に不安がある断片的な特許、何となく中途半端になつてしまつてそのまま、アイデアはいいのだけれどもなかなか完成度の高いものになつていない。その反面で、中堅企業や大企業は、完成度は高いけれども、それを今、市場ニーズを見越して製品化したり、あるいは何らかの形で具現化するということには二の足を踏んでいるということ

で、双方からの休眠特許というものが、今、現状でこれだけ特許が眠っているということでありまして、

地方ではこうした知的所有権でありますとか休眠特許の活用ということについては、実際、正直言つて、まだまだこれから対応していくところである。そうした中で、今後、地方のそうした自治体に対してどのような役割が求められていくのか。これからの中小企業あるいは地方のそうしたベンチャーを考えている方々に見てみると、国よりも身近な県であるとか市であるとか、そういったところからまずは相談を持ちかけるなり、何らかのそうしたものとのお出合いを考えると、そうした中でこれから地方自治体の役割というものも大きくなっていくわけでありまして、

今後、地方の最も身近なところにおいてどのようにこの休眠特許というものを活用するような手だてをとっていくのか、その点についてもお尋ねをしたいと思つております。

○荒井(寿)政府委員 今、休眠特許のお話がございましたが、せっかくの技術開発をしたその成果の特許が使われていないということは、非常に残念な状態でございます。特許は技術情報の塊でございますから、これを有効に使うというところ、中小企業の方が発展をしたりベンチャービジネスを起すという意味で、大きなきっかけになるのではないかとこのふうにも思つております。

そういうこともございしますので、ぜひこれから、各自自治体の皆さん方は中小企業やベンチャーと一歩身近に接しておられますので、協力をしながら、データベースを整備したり、流通フェアと一緒に開催するとか、あるいは特許流通アドバイザーを派遣していろいろ共同で事業をするとか、そういう事業を都道府県の方、あるいはさらに市町村の方とも御相談、協力しながらやっていきたいと思つております。

○渡辺(岡)委員 そういふ意味で、ぜひそれはお願いしたいと思つております。

身近な自治体あるいは身近な情報提供ということになりますと、これは県であるとか市であるとかあるいは商工会議所であるとか、そういったところではだけのそうした情報に出会うことができないか、そしてまたどういった投げかけを受けることができるかということ、こうした知的所有権という古くて新しい問題といふますが、言葉といたしまして、これに対しては、ぜひともさらなる地方への浸透を図つていただきたいというふうにも思つております。

今度のこの特許法の関連について、こちらの方のおしまいの質問にさせていただきますけれども、先般、私も特許庁の方、見学をさせていただきました。大変短い時間でありましたけれども、効率的に見せていただきました。非常に大勢の方々が大変膨大な数の特許の申請を今一生懸命審査している。

そうした中で、実際問題として、これはよく言われることでありますけれども、特許の取得までに非常に時間がかかる。そしてまた、この状況を改善するためにさまざまな努力をされているということも先般もお話を伺つていたわけでありまして、けれども、これはちよつと開いてみた特許庁のホームページの、審査第五部だったでしょうか、そこでは、いまだほとんど二年前、平成八年に出願された案件を審査している。これは特許庁さんが出してあるホームページを開いたわけですから

ども。

実際問題として、申請者にしてみると、二年たつて今審議されているところであるということ、なかなかまだ期待にこたえられないのではないかなというふうな率直な思いをするわけでありまして、

けれども、この点について、人員の補充あるいはアウトソーシング、こうした中でどういふふうにして対応していくのか。国民に適切なサービス、新たなビジネスチャンスをも一日も早く生んでいくという意味でも、この人材面も含めて、こうしたことをどのように対応していくのか。この問題のおしまいにお尋ねをしたいと思つております。

○荒井(寿)政府委員 今御指摘ございましたように、特許庁の審査の状況がなかなか遅いのではないかと、これは、私も真摯に受けとめております。従来に比べては速くなつてきておりますが、しかし一方、社会の流れが速くなつておりますし、技術は陳腐化すると言われておりますので、一層努力をしていきたいと思つております。

そういうことのために、まず、しっかりと審査官になるように研修を強化するとか、適正な人員を配置するということをやりたいと思つております。同時に、こういうものをサポートするコンピュータを使つて検索を容易にするとか、いろいろな手続を合理化する、さらにまた準備的な事業、補助的なことについては外部の方、アウトソーシングによつてサポートをしていただく、こういうものを組み合わせることにしまして、効率を上げていきたいと思つております。

○渡辺(岡)委員 これだけ日本じゅうに優秀な方々、それぞれ在野の中にもいらっしゃると思います。そうした方々のそのすばらしいひらめきというものが本当に日本の戦略物資となるように、そのためには、そうした部分について入り口をつまずかないように、ぜひとも今後体制を整えていただきたいと思つております。また、それを要望しておきたいと思つております。

が、もう残り時間が三十分ほどになりましたので、今回の大学研究成果の移転法についてのお尋ねをしたいと思ひます。

かつて象牙の塔と言われた学究機関、学術、学問の塔から、いよいよ今回のこの法律が施行されるようになれば、経済発展の一端を大学というものが担うようになる。そして、その研究の実用化をこの社会の発展のためにますます今後高めていくことになるであろうということで、基本的には、この法案が運ばに失したとはいへ、アメリカが一九八〇年、先ほどもお話がありましたような中で始まった。それにおくれること、日本もようやくこのたびこういった形で法制化されるわけであり、まずけれども、その実効性という点については、これから大きな問題になつてくるであろうというふうに思ひます。

今回、まずこの問題の第一点目にお尋ねをしたのでありますけれども、この法案の提出理由。既にこれまで、国立でいいますと筑波大学がリエン研究所、リエンというのはフランス語で橋渡しとかそういう意味のようでありましたけれども、また、私学でも立命館大学、そういった中で幾つか大学が、東京大学でありますとか北海道大学でありますとか、そういった形で大学の研究成果の移転の促進というのを進めてきた。

こうした中でこの法案がいよいよ必要とされるという点になった点について、どういふような考えが背景にあつて、これからどのようにこの国の中で大学の役割を位置づけていくのかということについて、改めて、この法案提出に至つた背景について、できれば大臣にお尋ねをしたいと思ひます。

○江崎政府委員 今回この法案を提出させていたいただきましたねといひますか、背景でございまして、私が申し上げるまでもないのですが、大学には研究資源が大変多く集中しておりますが、潜在能力が非常にあるわけでございまして、そのための組織が設立されております。今先生幾

つか例を挙げられましたが、実際に動き出しているものといふことで見ますと、全国的にはまだ三つ、四つぐらゐしかないとはいふふうに思つております。

そういう意味で、国全体といふことで見ますと、大学の研究成果が産業界で有効に活用されているかといひますと、非常に不十分だといふふうに認識しております。特にアメリカなどと比較しますと非常に見劣りがするといふ状況でございまして、こうした状況を踏まえまして、大学などにおける技術に関する研究成果を民間事業者に移転をしまして、産業界において有効に活用するといふことは、新規産業の創出ですとか、あるいは産業の技術の向上を通じて既存産業が高度化するという観点からぜひ必要だといふふうに思つておられます。これが経済構造改革の一つの有力な手段だといふふうに私も位置づけております。こうした技術移転によりまして、産業界のニーズがフィードバックされる。そして、成果の移転の対価が還流することになりまして研究活動の活性化が図られるという点で、大学にとりましても有益ではないかといふふうに思つております。

○堀内国務大臣 ただいま局長から御説明申し上げたように、大学における先生方のせっかくの研究成果といふようなものが、結果的には今非常に埋もれてしまつて表にあらわれてきていない。また同時に、そういうものの成果といふものを特許権として提出したりする事務だとかいろいろな努力を払ふこと自体に、非常に煩雑なこともあり、熱意を持つていらつしやらない方もいらつしやる。

一方では、特定の企業との形の中で先生方の研究が企業活動の中に生かされているといふようなことを考えてまいりますと、やはりこういうものはつきりと筋道の立つた形の中で、二十一世紀

○江崎政府委員 これまでの産学連携のための制度整備と、今回御提案しております制度の関係でございまして、御指摘のように、近年、産学連携の体制整備を図るためのいろいろな制度改革、施策を充実してまいりました。人材面、資金面の手当てをいたしてまいりまして、例えば、研究人材の交流のための各種の規制緩和ですとか、あるいは共同研究開発を推進するための各種の予算措置等を講じたわけでございまして。

この法案で御提案しております制度というのは、大学などにおける研究成果が眠つたままになつていて、それが活用されない、非常に不十分な状態にあるといふことに着目をいたしまして、こうした産学連携施策の一環として、大学における技術に関する研究成果をまず特許化をする、そしてそれを民間事業者に移転して、産業界において有効活用を図るということの主たるねらいとしたものでございまして。

全体として、先ほど申し上げましたように、研究成果の産業界における活用が不十分だといふ実態を踏まえまして、この制度、それから従来からいろいろ充実してまいりました産学連携の諸制度、これらを相互補完的に、お互いに有機的に連携を持ちながら活用したいといふことで、重ねて申し上げますが、今回の制度は、研究成果を特許化して、それを民間事業者に移転するといふことを主たる目的とした制度といふふうに理解をしております。

○渡辺(周)委員 アメリカでは、これによつて大変な、莫大な研究費用を各大学が得るようになった。本当に莫大な金額で、ある大学では年間六十五億円という研究費を企業から対価として得ている、このような統計もあるわけでありまして、これも、実際の、この法律の目的を達成するには、こうした特許、これを扱うTLOといふ新たな窓口、窓口といひましようか橋渡しができる機関というものの中でも、コーディネーターの能力というものが非常に重要になつてくると思つてわけであり

特許等の内容ですとかあるいはその価値の内容について、十分に理解する科学的な知見が必要である。もつと言え、これは市場を見きわめるマーケティング力であり、また企業とのネゴシエーション、交渉力、そしてまたある意味では人脈といったものも必要になってくるわけだと思えます。これは実際幾つかの、ジェットロ等が委託を受けて出している「米国の大学研究機関における起業展開促進と技術開発支援のための仕組み」、こうしたレポートにもあります。幾つかのアメリカの大学等のこうした産学交流プログラムをレポートニングしたものの中にはあるわけであり、非常にまだまだそういった人材が、まあこれから話でありますから、今後、確保し、またこういう方々の役割が大きくなっていくというふうな思いうわけであり、そういう人財をどうにか育て、望ましい、また、そういった人をどのようにして育成すべきなのかということで、特許庁のお考えをお尋ねしたいというふうに思っています。

○江崎政府委員 この事業が成功するかどうかというの、まさに先生御指摘のように、この事業の目的に合った人材を確保できるかどうかということが決め手だということに思っております。今先生がおっしゃったように、要求される能力として、技術の内容を把握する、それから市場性の観点からそれを評価をしまして、ふさわしい企業にこれを譲渡するというマーケティング能力、こういうことが必要になるわけでございます。今まさに先生がおっしゃったように、我が国におきまして必ずしも十分でないと思えます。

当面、こうした人材のソースとしまして私どもが考えておりますのは、企業の知的財産管理部門におられた方々、そういった部門のOBの方ですとか、あるいは特許関係に長く携わっておられる弁理士の方々、こういった方々を活用したいというふうな思っておりますし、また、知見を持つ大

学の教官、こういった方々の技術の評価の能力といたったようなことを買ひまして、彼らに助言を仰ぐといったようなことも考えたいと思っております。また、実際にその発明を行いました大学の教官が、移転先の民間事業者に対して技術指導を行うということも期待をしているところでございます。

通産省としまして、特許庁におきまして既にしております特許流通アドバイザー派遣制度というのがございますけれども、こういった制度の活用、あるいは技術移転事業に関する情報提供を通じて今回のこの事業の認知度を向上させまして、TLQ、技術移転機関が有用な人材を確保あるいは育成することを促進していきたい、このように思っております。

○渡辺委員 ぜひと、これからの話であります、本当にそれこそこれからスタートというところであり、それから、そういった人材をどうにか育成していく。これは、民間企業においても、大学においても、あるいは弁理士さんのような特殊といいますが、そういうような専門家にいっても、今後こういう問題がますます大きなビジネスチャンスになる、あるいはある意味では新しいやりがいのある仕事であるということになれば、生まれてくると思えます。

そういった中で、今特許の移転ということに関して、ちょっと一つ、私も地方におりまして、大学の先生ですとかそれから中小企業の経営者の方々にお尋ねをいたしました。そうしますと、大学の、ないという地域差。それから、中小企業があるなか産学連携、今いろいろな形でやっておりますけれども、中小企業白書、これは平成八年度の「中小企業の動向に関する年次報告」の中で、産学連携の現状というよう内容を書かれたページがございます。

それを見ていきますと、中小企業の側にしてみますと、「大学との連携が中小企業でも現実的に行えることであると、これまで気がつかなかった」というような回答が三・七％。何らかの研究開

発を行う必要があると考えているにもかかわらず、まさかそこまで自分たちが取っかかることができると思わなかったというところがあるわけでありまして、中小企業と大企業、あるいは中堅企業においては、どうしても情報へアクセスする能力という意味において非常に、中小企業が大企業であるかによつて、まず一つそこに格差が生まれてしまっているのではないかと。

もつと言え、工科系の大学がある——私はかつて八王子におったことがあります。八王子、特に多摩地域は、工科系の学部を持つ大学が当時たしか十五、六ありました。大体、全体で大学自体が二十幾つあるわけですが、例えば秋田県なんかに行つてみますと、私が調べたところによりますと、国立の秋田大学の釧路学部しかない。どうしても地域によつて、首都圏であるとか大都市にあるところには、国公立、私立問わず何らかの形で大学という研究機関がある。しかし、地方に行きますと、本当に一つしかない。あるいは、あつてもそれが地元の本当のニーズ、これから必要とされるような分野の大学の学部であるかどうかということについて、格差が生まれると思うわけでありまして。

その点につきまして、これからどのようなギャップというものを考えて、埋めていくのか。確かに、インターネットのようなものができて情報の距離感というものはだんだんなくなってきたとはいいますが、そうした指摘もありますけれども、その点についてどのようにお考えになつていらっしゃるのか、お尋ねをしたいというふうに思っています。

○江崎政府委員 まず、地方における大学の問題でございますが、技術移転事業というものを安定的に実施するためには、技術移転事業者が、技術のシーズというものを、ある程度の一定量を常に抱えているという状況が必要だと思います。

そういう意味で、大学の存在が、仮に余り数が多くないというような場合ですと、そういう点に支障が生ずるわけでございますけれども、現在、具体的な動きとして、既に幾つかの地方において

複数の大学が共同して移転事業みたいなものやろうというような検討がなされておりました、こういった方法が一つの解決方法かというふうな思っておりますし、私どももそういったことについていろいろな形で御支援をしていきたいというふうに思っております。

それから、今御指摘の中小企業の問題でございますけれども、これからの新しい新規産業の創出、ベンチャー企業の創出というようことを考えますと、中小企業の役割というのは大変重要でございますけれども、今先生まさに御指摘のように、中小企業にとりまして、大企業に比べますと、大学との交流ですとかあるいは大学の活動に関する情報の収集能力におきましてどうしても不利な状況になつていくというの、御指摘のとおりかというふうな思っております。

私どもも、こうした点を考えまして、中小企業を支援するためにいろいろな施策を既に実施をしているわけでございます。例えば中小企業地域産学官交流促進事業ですとか、あるいは中小企業地域産学官共同研究事業といったようなことをやっておりますけれども、こうした事業を通じて、中小企業への大学の研究成果の普及ですとか、あるいはこういった研究が行われているのかといった情報提供とか、こういったことをいろいろな制度を通じて充実にしていきたい、それによつて中小企業の不利な点を何とかカバーするように努力していきたい、このように思っているところでございます。

○雨宮政府委員 大学のことにつきまして、若干補足させていただきます。今、国立大学が全国に約百ぐらいあるわけでございます。今先生御指摘のように、中には工科系学部を持つていないところ、あるいは大学の数自体が非常に少ないところもあるわけでございますが、このところ、非常に財政状況が厳しい中でございますけれども、例えば、和歌山大学でありますとかあるいは島根大学でありますとかあるいは弘前大学でありますとか、従来の工科系学部を持

たなかったところにつきまして、いろいろ学部改組等の工夫、改善を行いまして、そのような学部をできるだけ配置するように心がけておるところでございます。

国立大学で措置するのはなかなか難しいということになってまいりますと、例えば、最近の動きでございますが、各地方公共団体がかなり意欲を持ちまして、県立大学とかあるいは市立大学でその種の分野の学部を設けようという動きもあるわけでございますが、全体として十八歳人口が減少しておるところでございますので、今後、それぞれの地域にそれぞれのかんりの種類の学部を設けるものがどんどんできるというような見通しはないと思うわけでございます。

むしろ、私もとしてこれから心がけていかなければならないと思っておりますのは、現に、そういう工科系学部とか、先生御指摘の、中小企業がアクセスするだけのポテンシャルを持ったものがあるにもかかわらず、そのことのコンタクトが十分でないというように、これはやはり改善していかなければならないだろうということで、大学の努力も不十分なところもあるかと思うわけでございますが、我が大学はこういうことができていくということ、経済界あるいは産業界に向けていろいろな機会を通じて啓発していく、知ってもらいように努力する、これを私もとしても大いに支援していくということも必要ではなからうかと思っております。

○渡辺(岡)委員 実際、ある私立の大学の先生に話を聞きましたところ、例えば国公立大学と私立大学がある、そうしたところに県立大学の工学部と私立があったら、どうしても公立大学の方が、地方自治レベルでいきますと、県立大学なんかの方が、ある意味ではバックアップをしてくれるのじゃないだろうか。大学がそれぞれアピールしても、あるいはそういうものをつくっても、何となく行政が後押ししてくれた方がスムーズに情報は流れやすいし、私立がやるというのは、大学と地元の産業界と結びつきがなかなかまばらであ

る。その反面で、公立学校ですと、県を経由してあるいは市において、ありとあらゆるところで情報を提供することができるとも、どうしてもそういう格差が生まれてしまうのではないかと、そういうことを懸念しているというある大学の先生もおりました。

そうした中で、先ほどもちょっと申し上げたのですが、中小企業が、技術面ですとかあるいは経営面、こういうアイデアがどこかにないだろうかというようなことで、産学交流の取っかかり、本当に情報の双方の出会いということは、これもTLOというよりも、まずはやはり身近な地方の自治体であるとか、あるいは県でいえば工業技術センターであるとか商工会議所であるとか、そういったところからまず最初に相談が持ちかけられると思うわけでありまして。

こうした意味において、今後ますます自治体の役割は高まる、ある意味では、自治体が大学のそういった研究開発部門あるいはTLOと地元の産業界との橋渡しをしていく役割は、これからますますふえると思うのですが、この点についても、地方自治体の今後の役割、また整備すべき課題、それをまたこれからどうしていくかということについて、お尋ねをしておきたいと思っております。

○江崎政府委員 この制度ができましたら、少しでも多くの民間の事業者を活用していただきたいというふうに思っているわけでございますけれども、自治体にもこの制度をよく御理解いただいて、中小企業者によく御説明していただく、広報をしていただくというのは、非常に大事だというふうに思っております。

今後、もし法案が通りましたら、私も、自治体に対しても十分この制度を御説明いたしまして、相談を持ち込まれた中小企業に対して、自治体の方からも十分御説明をしていただくというように、このことを重点を置いてやっていきたい、このように思っております。

○渡辺(岡)委員 ぜひともお願いしたいわけであ

ります。

ただ、ちょっとアメリカの例を見ますと、こうした産学交流プログラムの中で、これはカリフォルニア大学のバークレー工学部というところなんです、ある意味では会員制をとっておりまして、その大学のひとつのおつき合いをする会員をつくる、いわゆるTLOですね。

こうした中で、条件を幾つか見てみますと、例えば工学部には無条件に寄附を毎年二万ドル以上提供をするとか、会員に対するそれによる恩恵は各学科が独自に定めるとか、大学の先生を時は一週間に一日企業へのコンサルタントとして出すとか、あるいは若い研究者をリクルートする機会をつくつてもいいですよということ、どちらかというところ、これは成熟してきますと、大学の方がある意味では優位に立つて、そうした会員向けサービス、それから学生を試験的に雇用できる、日本とこれは百八十度違うと思うのですけれども、あるいは社会人を再教育してあげましょうというところで、恩恵が授けられるわけでありまして。

ただ、こうした問題は、大手企業にとつて、例えば大学がある、その周辺に大手企業の研究所なり事業所がある、そういうところであれば、そのコストとして年間二万ドル、三百万円近いお金を寄附することもやぶさかではないと今後はなってくるのかもしれないが、中小企業ですとか、さあこれから芽を出そうというベンチャービジネスにしてみますと、もうその時点で、ある意味では各大学の情報の枠からはみ出してしまうのではないかと。会員にならないとそういった恩恵を受けることができないというのでは、中小企業、ベンチャービジネスとこれまで既存の大手企業ではどうしても格差が生まれてしまうのではないかと、いうようなことを、私も、このアメリカの幾つかの例を見て思うわけでありまして。

実際、こういったことが今後進んでくると、大学のひとつの自分たちのチームといえますか、あるところで枠をつくつてしまふようなことにならないか、それによつて中小企業が不利益をこうむる

ことはないのか、その点について、再度、どのようなお考えで今後この法律が通過をして施行されるようになれば特許庁として対応していくのか、また、こういった指導を今後していくのか、もつと言えば、これからどういう課題が出てきてそれをどう克服していくかについて、ちょっとお考えを伺いたいと思っております。

○江崎政府委員 今回御提案しております制度でございますけれども、これは大学に眠っております研究の成果を民間の事業者が橋渡しをしようという制度なんです、これは恩恵を受けるためにこの制度で承認とかそういう仕組みをいろいろやっておりますけれども、実は、法律上は許可を受けなければいけないとかそういうことは別にないわけであつて、今でもこの事業をやろうと思えば全く自由でできるわけなんです。ただ、恩恵を受ける際に計画の承認とかそういうことになっていきますけれども、事業そのものはやることは全く自由だということでございます。

それからもう一つは、産学連携のためのこれまでのいろいろな施策、特に中小企業に重点を置いた各種の施策は、従来と同様でございますが、我々としては従来以上にいろいろ今後ともさらに重点を置いてやっていきたいというふうに思っております。

それから、今回の法案におきましても、実施指針の中におきまして特に中小企業への配慮ということは私も重点を置いて書いていきたいというふうに思っております、今先生の御指摘のようなことは、今後のこの制度の運用に当たりまして十分配慮していきたいというふうに思っております。

○渡辺(岡)委員 時間もなくなりましたので、最後に一つお願いをしたいと思います。

特に今回の法律の主眼というのは、新しい産業を起す、それによつてニュービジネスの担い手というものが地方の地域の産業界の中から生まれてくる、これが理想である、これを主眼に出された法律だろうと思っております。それだけに、情報量あ

るいは資金量、それから人材という面でも大手の企業に比べてやはりどうしてもおくられている、ハ
ンディを持っている中小零細企業にその機会均等
が与えられますように、ぜひともその点を運用の
中で進めていけることをお願いをしまして、私
の質問を終わりたいと思います。

ありがとうございます。

○斎藤委員長 次に、原口一博君。

○原口委員 民政党の原口一博でございます。

大臣並びに関係省庁に特許法の関係、そしてT
L Oの関係で幾つか御質問をさせていただきたい
と思います。

まず、堀内通産大臣にお尋ねをしたいと思いま
す。

先ほども古賀委員から問題提起がございました
けれども、本当に今の景気の現状、経済構造改革、
その改革を進めるにも大変厳しい状況がございま
す。大臣は三十代で企業のオーナーになられ、そ
して、企業名を言うとなんですが、富士急ハイラ
ンドというところで子供たちにもたくさんさんの夢を
お配りになった。企業のオーナーとして今まで頑
張ってこられた、そういう御経験からしても、今
の経済不況、これが大変深刻であるということも、
御認識なさっているというふうに思います。

また、この国会では、私たちが一番問題にしな
ければいけないのは、財政構造改革と私たちが今
この商工委員会でも質疑をしている経済構造改革、
この関係がどうなるのか。私たちは、この財政構
造改革については、日本はまだたくさんさんの力を
持っている、ここで思い切り景気に対して逆噴射
を与えるべきではないということも昨年のこの財
政構造改革法案が国会に出てくるときから議論を
していたわけでございます。今、この時点に至っ
て、政府・与党におかれまして、やはり近々の
大変重要な課題は景気なのだという中で、この
見直しの議論が活発に行われております。

ただ一方で、私たちは先日まで予算委員会でも質
疑をしておりましたが、ある大臣は、この財政構
造改革については、並々ならぬ決意を持ってつ

くったのだから、そう簡単に改正してもらっては
困る、そういう御意見もあつたわけでございます。
大臣にまずお伺いしたいのは、現在の景気をど
うにお考えになり、そして臨機応変の経済対
策を打つ、あるいは、これから私も質問させてい
ただきますが、知的財産権やさまざまな技術移転
を行うためにも、そのバックボーンとなる経済の
力というものが大事だということに思いますが、
基本的な御所見をお伺いしたいというふうに思
います。

○堀内国務大臣 御指摘のように、経済構造改革、
それと財政構造改革、この二つの問題というのは
車の両輪のようなものでありまして、財政構造の
改革をする場合には、やはり一面において経済的
な発展があつて、それによってまた財政が豊かに
なり、そういう両方の活動によって初めて成果を
上げるということになるものだというふうに認識
をしております。財政構造改革自体は非常に重
要な問題でありますし、これを怠りなかりに
将来に向かって放置しておくわけにはいかない問
題だ。

ただしその場合に、一方において、景気の拡大
といいますが、経済構造改革による規制緩和だと
か税制の改革とか、いろいろな面を含めて経済
活動が活発になってきて、それによってまた財政
構造の面にフィードバックしてくるというよう
な、二つのものがかみ合つていかないと、ま
かないものであるというふうに私は認識をいたし
ております。

そういう点で考えてまいりますと、今の景気の
不況の状況というのは大変深刻なものになってき
ていっていると思います。年度末、昨年から貸し渋り
の問題だとか、あるいは経営者のマインドの問題
だとかいうものが予想以上に非常に低下をしてき
ていっていることを考えますと、今の年度末を乗
り切ること、一つの大きな問題であつたか
もしれませんが、同時に、この五月、六月とい
うのは、大きな不況というか、景気停滞の中で厳し
い局面を迎えるのではないかと、私にも私に認

識をいたしております。

特に年度末については、資金的な面での資金
ショートさせないということによって何とか乗
り切ること、これが一番重要でありましたけれど
も、今度の五月、六月の山というのは、各社の決
算が出てまいります。その決算が出てまいります
と、今度の場合には非常に厳しい決算の会社が多
く多くなつてきているということになりますと、
さらに企業経営者のマインドが冷たくなつてく
るというふうなことになるまいかと、それから
始まる経済活動というものがまた水を差すよう
なことになるか、というふうな感じ、この
五月、六月の景気というものは、決算というふうな
ものに向かつての経済の取り組みというところは、
非常に重要なものと認識をしております。

私の印象としては、いろいろの景気対策はござ
います、企業活動を活発にしていこうというこ
とはやはり一番基本ではないかと私は思つておる
です。企業の活動というものが活発になること
によって設備投資も拡大される、あるいは雇用も安
定をしていく、さらに、収益を上げることによ
つてベースアップも増加をしていく、そういう基本
のところから回つて経済が活動をしてまいりませ
んと、一時的な減税だとか、一時的な対処療法
のようなもので取り組んだ場合は、その時点では何
とか一つの効果をあらわすかも知れませんが、長
いスパンで考えてまいりますと、まただめにな
つてきた、まただめになつてきたというふうなこ
とがあらわれてまいります。

したがって、私は、やはり企業の減税、企
業の活動を活性化するための政策、そういうもの
を行つていって、それが結果的には経済全体の設
備投資に、あるいはそれが回り回つて個人
の所得の増加につながり、それが消費につな
がっていくこと、これが大事で、その原点からま
いりませんと消費の拡大というものはあり得ない
のではないかと、特に近ごろの一番の問題は雇用だ
というふうに思っております。

今度の年度末から始まりまして、今各社の決算
の発表などのときに必ずリスストラの再建計画とい
うものが大きく出てまいります。その際に必ず出
てくるのが人員の削減というものでありまして、
人員削減が今別に大手を振つて歩いていても言
えませんが、それが当然のことのような印象とい
うのは、これはやはり何と云つてもこれから先の
雇用に対する不安感というものが出てまいつてお
ります。

ですから、この雇用不安をなくするというこ
とになりませんと、幾ら減税してもそれは必ず貯蓄
に回つていくことになるわけでありまして、
で、そういう全体の総合的な、今突然のお話で
ございまして要領を得たかどうか分かりませんが、
私は、そういう意味では企業活動の活性化とい
うことを一つ中心に置いた景気対策というものを考
えていかなければならないのではないか、現状は
非常に深刻であるというふうに思つております。

○原口委員 大変御丁寧に御答弁いただきまして
ありがとうございます。おっしゃる通りに、一時
的なびぼう策ではこの経済というのは立て直せな
いというふうに思います。

私も松下幸之助さんに育てられましたけれど
も、一軒一軒、月に三百万というノルマをいた
だいて電気製品を売って歩きなさいということ
ございました。企業の実態あるいは消費の実態、現
場からの声を一番大事にし、今大臣がおっしゃ
たように、一時的な減税ではなくてむしろこれを
恒久化する、あるいは法人税の減税、企業の活動
を思い切つて活発化するように施策というものが
求められているというふうに思います。

そこで、本法案の特に特許法の改正につ
きましては、今まではアンチパテントという考
え方、つまり経済成長を、キャッチアップの時代は余り知
的財産権なんということをもち出さないで、み
んながさまざまな情報を共有化することによって効
率よい経済をつくつていこう、そういう考え方
でございましたが、今度とは違ふ。金融のビッグバン
も起こり、そしてこれからは情報の分野でもビッ

グバンが起ってくる、金融の分野ではもう金融によるエンクロージャー、金融による囲い込みというものが行われようとしています。私は、情報についても情報による囲い込みというものが行われてくるであろう。そのときに一番大事なのは、経済構造改革をする上で大変なことは、この知的財産権をしっかりと守ることだということに思っています。

そういう意味で、今回通産省そして特許庁が大変意欲的に取り組んで法改正をされた、しかし、これは最終ゴールではないんだ、時代の変化の要請にこたえてこれをまた修正していく。私もこの工業所有権審議会の報告を隔から隔まで眺めまして、知的所有権を守っていくためにはさまざまな抑止、これが大事なんだということをいろいろなところで書かれています。

そういう中で御質問させていただきたいと思いますが、昭和三十四年の全面改正により確立した工業所有権制度というのは、時代の要請にこたえつつさまざまな改正が行われてきたわけですが、この制度の果たしてきた役割、それは一体何だったのか。そして、今回の大幅改正によって、侵害し得る現状に対してどのように対応しているのか。

そして、先ほどの渡辺委員の質問の中でもお答えになりましたが、三倍賠償の導入など、実現できなかった改正案というのをごいいます。私は、そこになぜ実現できない理由があったのか。民法七百九条の不法行為、この規定との関係でまだまだそこまではないのかという議論もあったというふうに向いますが、私は、強い知的財産権の保護、広い知的財産権の保護をうたう上ではこれは必ず盛り込まなければいけないところじゃないかというふうに思いますが、御所見を特許庁にお伺いしたいというふうに思います。

○荒井(寿)政府委員 現在の特許法は昭和三十四年、今から四十年前につくられたわけですが、これが果たしてきた役割は、戦後の経済成長にとって非常に大きなものではなかったかと

思っております。いろいろ企業の方が戦後の復興に当たって工夫をしていくということで、改良を重ねて今日に至ったという意味では立派な役割を果たしてきたと思っております。

ただ、今新しい時代に入ったわけで、御指摘のような新しい情報が大勢になってくる、技術が大事になってくる。今のような状態ではいいのかわからないから今回の改正法の議論が始まったわけですが、確かに日本においては損害賠償額が低い、あるいは損害賠償の裁判に時間がかかるというようなことで、侵害し得じやないかということが言われておりまして、これでは創造的な技術開発が進まないというところではありますので、今回の改正に当たりましては、新しい知的創造社会に向かっている仕組みをつくらうということで取り組んだわけではあります。そういうことで、適正な賠償額を認定するとか、あるいは刑事罰も強化いたしまして侵害を抑止するというところに大きく踏み出したわけではあります。

しかしながら、御指摘のように、例えば三倍賠償、こういうものの導入については、いろいろ今までの日本の民法の原則とかその兼ね合いから、依然として、今のままでいいのかどうか、さらに入れるべきかとか議論をさらに続けることが必要だということになりましたので、今回は導入に至らなかったわけではあります。

ただ、いづれにせよ、御指摘のとおり、時代とともに特許制度も変えていかなければいけないと思っておりますので、今後とも、現在の御指摘も踏まえまして、各方面からの御要望につきましては真剣にこれを検討して見直しを加えていきたいと思っております。

○原口委員 今御答弁いただいたように、やはり時代の要請に一刻も刻一刻と進んでいかなければいけない、非常にビビッドな役割を持った役所であるというところを御認識の上、法改正についても柔軟な態度をとっていただきたい。私は、これは通過点である、大変大きな決断であり、大変大きな御努力であり、そうであったということは素直に評価

をした上で、ただ、まだこれも通過点であるというところを申し上げたいというふうに思います。また特許庁では、業務の効率化を図るために大體三百億円程度を計上してコンピュータ化を図っております。他の国に先駆けてデータベース化して情報処理のスピードを速めた、これは大変結構なことではあります。特許等の工業所有権のような重要な分野については、思い切った次なる重点的な投資をやるべきだということに思っています。

例えば、この間、委員長初め視察をさせていただきましたが、特許の審査、そういったものを多くのエキスパート、人に頼っている。現在審査業務の効率化のためにコンピュータ化を図っておりますけれども、もう次なる審査業務の効率化に對して新たな投資を計画していく段階に來ていてのではありませんか。例えば推論コンピュータなどの先進的な技術を駆使したコンピュータ技術を導入してさらなる審査の早期化、効率化を図っていくべきではないかというふうに思いますが、大臣並びに特許庁の御所見をお伺いします。

○荒井(寿)政府委員 特許庁の仕事につきましてはコンピュータを使って相当業務を処理しております。世界の中でも本格的にコンピュータを使っているという意味では日本が一番進んでおります。さらに、日本の行政官庁を比較いたしますと、出願人の方がコンピュータによって公式の文書を出せる、あるいはそういう出願人の方向でコンピュータによって通知ができるということとで出願人の方にも喜ばれている、こういうことで相当進んでいると思っておりますが、今御指摘のとおり、これで十分なわけではございませんで、いろいろな技術開発が進んでまいりますと、出願の内容もどんどん複雑になってまいります。また、大変深い、あるいは複雑なものになってまいりますと、人間がコンピュータをさらに使うことが、的確な判断をするということにとって必要かと思っております。

今御指摘の推論コンピュータ、こういうものにつきましたも、出願の内容から自動的に必要なキーワードを選択的に抜き出して、これを過去に関連する文献等抽出してやっていくということになれば、審査の質も上がりスピードも上がるということも考えられますので、そういう御指摘を受けて、一層またコンピュータの利用を進めてまいりたいと思っております。

○堀内国務大臣 ただいま御説明申し上げたとおりでございますが、基本的には、今後とも、出願人の利便性の向上ということ、あるいは負担の軽減という問題、業務の効率化というものに資するようなコンピュータ化にしっかりと引き続き投資をしていかなければならないと思っております。同時に、推論コンピュータなどの先進的な技術を利用した審査業務の早期化、効率化を行うために思い切った取り組みをしてまいりたいというふうに思っております。

○原口委員 大臣、前向きな御答弁ありがとうございます。ただ、この特許庁の予算、大體九百億円ぐらいだと思っておりますが、これは収支相償と申しますか、いわゆる特許料やさまざまな手数料によって賄われている。そうすると、重点的な投資をしたいと思っても、今回、特許法の、本法案の改正によって大體二十九億ぐらい収入減が見込まれ、一方で、そのことによる効率化やあるいは便利になったというところで、それ以上の収入の増も見られず、しかし、この特許庁の予算の枠の中で見られること、三百億円の枠、例えばコンピュータ投資の部分の中で、枠でやれること、これは大変限られていてのではないかというふうに思っています。

財政構造改革ということで、きょうはその視点でもってお話をしたいのですが、財源法のさまざまなキャップがあることによって、本来だったら一番投資をしていかなければいけない、そういう分野についても私たちはさまざまな制約を課されてしまっている。

総理にも、先日質問をさせていただいたときに、カナダの行政改革を例に挙げまして御質問させて

いただきました。思い切つて削る分野、これは政府歳出の中で不透明な部分、本当に国民の生活、国民のウィッシュリストから離れた部分、このことについては思い切り削減をやらなければいけない。しかし、私たちが大事にしなければいけないという経済の成長分野については、逆にふやさないといけない。一律何%かのカットをする、キヤップをはめる、このことは、私たちはやってはならないことではないか。

後で文部省の方にもお尋ねをしますが、国立大学、研究を一生懸命やりましょうということ、研究費をたくさん上げていただいている。しかし、実際には、さまざまな研究の周辺の部分、私も一時学校に残ろうという決断をしたことがありましたが、実際に学校に残つてみると、自分が助手やあるいは助教、教授になつていく段階で、本来の研究とは全く違う、雑用と言つては言葉が過ぎるかも知れませんが、そういったものがたくさんある。日本の若い人たちはそういったものに嫌気をして外に行つてゐるのではない。工学系の大学あるいは工学系の学部離れというもの、叫ばれて久しいわけですが、一つは、そういったところ、構造的な欠陥があるのではないかと、今大臣がお答えになりましたように、この特許庁予算というその中、特別会計の収支相償の中だけでなくて、その外側から思い切つた投資をする、このことが大事だということに思いますが、再度大臣の御所見をお伺いいたします。

○堀内国務大臣 委員のおっしゃるとおり、これからの将来の、二十一世紀の日本の産業をリードするということになりますと、技術開発研究というものが一番重要なウエートを占めてまいります。そういう意味で、財政構造改革を推進する中でも、今の科学技術、環境、情報通信等の経済構造改革の調整措置というものに對して、平成十年度の予算におきまして、前年を5%上回る科学技術振興費を計上するというような張りのある

予算配分を行つてゐるところであります。今後とも、やはり経済活力を維持向上させるという意味、また経済構造改革を行うという意味でまいりますと、こういう技術開発についての張りがある、ウエートを置いた予算というものを、さらに将来においても取り組んでいかなければならないと思つております。

○原口委員 知的財産権については、これから二十一世紀の日本の経済政策、経済構造改革のまさに一番重要な部分であるということをお指摘されていただいて、そして、今大臣がお話しになりましたような積極的な取り組みをお願いし、TLOの方に移りたいというふうに思います。

私は十数年前から、地元におきましても、ハイテク研究会という、佐賀大学の皆さんと御一緒させていただいて、産業界の皆さん、それから行政の皆さん、そして科学技術分野の先生方と一緒にさまざまなテクノロジートランスファーができたかという研究会を月に一回ずつ開いてまいりました。その中で、例えば海洋温度差発電、これは佐賀大学の原教授がやっておられるものですが、これを企業に活用できないか、企業の廃液の温度差を利用して発電ができないか、そういうさまざまな実際のテクノロジートのランスファーというものを、今一つに見てまいりました。

ただ、その中で一番私たちが障害になるなというふうに思つたのは、それぞれの分野の人たちの言葉が通じないこと、私たちが例えば法律用語、この用語を示してみても、科学技術の皆さんには何がかわからない。あるいは科学技術者の皆さんがこういうシーズがあるのだとお話になつても、それが企業家にとってはどういうメリットがあり、どういうマーケティングをしたり、あるいはその産業が開いていくためにチャンスなのかということがわからない。まず言葉の問題が非常に大きいのかわかりました。同じ日本人ですからそれが通じるだろうというのは、大変甘いことであります。

ムケアサポートシステムというものを構築しよう、新しい情報通信によつて、家庭にいながらも、リハビリや医療相談やあるいはさまざまな情報のやりとりができるようにということを構築しようということ、国においても過去企画をされました。私もその下書きをさせていただいたときに特に感じたのは、ドクターの言葉、お医者さんの言葉と、それから通信技術を担つておられる皆さんの言葉がミスマッチをする、その橋渡し役がだれもない、その両方の技術に通じている人たち、いわゆるコーディネーターをする人がいないということ、今大臣がございました。

今回の法律は、大学に眠つてゐる、休眠している特許、それを民間企業にトランスファーする。これは大変大事なことで、今一つに思います。法案の十二条から十四条の中で、大学にあるパテントを移すのですよという話をされてゐます。先ほど質疑の中で、大学にある特許の中で、大体八五%は教授個人が所有しているということ、ございました。この国の財産であるわけ、これは通産省の方に、この国の財産については、これは通産省の方に、お伺いしたいのですが、大体私たちが持つてゐる財産、どういふものがあるのか、あるいは幾らくあるのか、その財産というのは国民の財産でございます。きつちり保全できるのかどうか、その辺についてどのようなお考えをお持ちなのか、御質問させていただきたいというふうに思います。

○佐藤社政府委員 答えたいと思います。

通産省工業技術院関連の国立研究所が現在所有している特許の数でございますけれども、七千六百八件でございます。それから、出願中の数が二千三百八件。

それで、財産として、例えば金額的にどのくらいかというのには非常に難しいでございますけれども、例えば現在まで特許の使用料として最大の金額、これはイソメラーゼ技術に関連する特許でございますけれども、累積で十四億円でございまして、その次、二番目でございますが、これは液晶ディスプレイに関連する技術でありますけれども、これは、例えば累積で七億四という特許料の収入を上げてございます。

○原口委員 国になる一、二割程度の権利については、これは普通財産として大蔵省の国有財産課が所管することになつてゐるというふうに思います。ただ、その中で、実質的には各省庁で管理しておるわけでございますが、そこには専門のスタッフもおらず、いわゆる知的財産権が大事だということけれども、私たち国民が持つてゐる知的財産権、この保全あるいは管理というのは、まだまだ前の時代の発想でやつてゐるのではないかと。

国立大学のさまざまな知的財産権がトランスファーされるのはいい。だけれども、それを民間企業に売却するとき、例えば国鉄ですとJRになる、電電公社だとNTTになる、そのときには、NTTの株の売却益ということ、国民に戻つてくる財産があつたわけ、これが、知的財産権、特にこういう特許については、その保全、あるいはトランスファーのときに幾ら国民にお戻しになるのか、そういったことについてもきつちり押さえておかなければいけない。ただ眠つてゐるから、その技術については民間にお渡ししますよということでは、国民にとって一つの大きな損失になつてしまふのではないかと、このことはやはりきつちり指摘しておかなければいけない。

財政構造改革のときもそうございましたけれども、国の借金については皆さんおっしゃる。国と地方の借金が五百兆円にも及んで、国が大変です。このことはおっしゃる。ところが一方で、国が幾ら財産を持つてゐるのか、国がどれほどの力を持つてゐるのか。ネットの債務とグロスの債務では大幅に各国と違います。グロスの債務では日本は大変な借金国でありますけれども、ネットの債務として見れば、他国に比べてむしろいい方である。こういったことについてもきつちり議論をした上で、知的財産権のトランスファーをやっていくべきであるというふうに私は思います。

そこで、文部省にお尋ねをしたいというふうに思いますが、民間などの一部の資金の円滑な導入というものが、あるいは拡充というものを図っていく必要があるというふうに思いますが、文部省としてはどのようにお考えなのか。

そして、あわせてお尋ねをしますが、これは我が党の伊藤委員の質問の中で、国立大学の先生がベンチャー企業等の経営者になりたいと思っても、経営には参加することはできません。今回のTLO法の法案の中でもそのことについてはまだ道をあけていません。この質問に対して、堀内通産大臣はこのようにお答えになっていました。「新規産業の創出を強力に推進する立場から、国家公務員法の特例規定を盛り込む必要性を含めて関係各官庁と今検討を進めているところでございまして、あきらめているわけではございません。」という御答弁をなさっています。私は、これは大変大事な御答弁だというふうに思いますが、文部省の御所見をお伺いしたいというふうに思います。

○両府政府委員 一点お尋ねがございました。

一つは、大学の研究条件に関連して、民間の資金の導入の点でございまして、大学の研究条件を改善するという点につきまして、もちろん公的資金の拡充を図るということも大事でございまして、国立大学の経費の充実、それから私立大学の三十三億近い助成の充実、これは従来からの懸案でございまして、これにつきましてはこれからも努力していかなければならないわけではございます。

もう一つ、民間からの資金導入ということもこれもまた重要でございまして、このため、かねてから、国立大学の場合ですと、奨学寄附金というような形で年間約五百億程度の寄附をいただいております。このため、これが大学の教育研究の活発化のために大変役立つというわけではございます。こういうことにつきましては、私どもとしても大いに推進してまいりたいというふうに考えておるところでございまして、

また、税制面におきまして、平成七年度から共同試験研究促進税制を創設いたしましたし、ま

た、今年度から学校法人の取り崩し型基金への寄附金の全額損金算入が認められるということになったわけではございまして、これらさまざまな制度を整備することによりまして、民間の資金が円滑に大学の研究条件改善ということのために活用されるように考えておるところでございまして、それから、二点目でございます。

国立大学教官の兼業の問題でございまして。先ほどの御質疑にもございましたように、昨年四月から、民間企業の技術指導というふうなことの目的に勤務時間外で兼業するという点については許可をするという点に改めたわけではございまして、先ほどもお答え申し上げましたように、約千件程度その兼業許可があるわけではございます。

先生の御指摘は、それをさらに進んで、例えば今回御審議をお願いしているTLOの役員でありまして、例えばあるいはTLOに限らず一般の、例えばベンチャー企業等の役員として経営参加するといふような形で兼業ができるかどうか、それをどう進めるのか、こういうお尋ねでございます。

何分にも、公務員の職務あるいは公務員の倫理というふうなことも関連するわけではございまして、また、かたい言葉で申しますと、いわゆる全体の奉仕者性でありますとか、いろいろな論点があるにまつて出てくるわけではございます。十分検討に値するところであろうかと思っております。今後とも検討したいと思っております。十分検討に値するところであろうかと思っております。十分検討に値するところであろうかと思っております。

○原口委員 その中で、このTLOの趣旨を生かすためには、私は、この法案の第十二条の中で、「当該研究成果に係る国の特許権若しくは特許を受ける権利又は国所有の特許権若しくは特許新案」云々、こういったものの移転事業を行う者は、文部大臣に申請して、その事業が適合しているかどうかの認定を受けることができるというふうなことが書かれています。

これはストックオプションのときも議論をしま

したが、私たちはこの発想をもう転換するときに来ているのではないかと。何でもかんでも国が認定をして、国のお金でもって産業を育てていく、これはアメリカのTLOを一つ参考にしてはいるのですが、この中で見落としているものがある。それはNPPOの存在であります。一回私たちのお金を国税に納めて、そこで国がすべてに目配りをして産業を育成するという、もうこの形そのものが終わりを告げてきている。

そうではなくて、民間から民間、寄附金の控除をやる。さまざまな企業がいきなり企業化できるわけではございません。その過程においては、NPPOという非営利事業、非営利集団をつくって、その中でさまざまな試行錯誤をして、これは企業化できるといふものが初めて市場に出ていく。あるいは、株式会社やさまざまな営利集団になつていく。その過程をやはりつくらなければいけない。この国会でNPPO法案が通りましたけれども、まだその部分に対する寄附金の条項は弱いと言わざるを得ない。ビル・ゲイツやさまざまなハイテク関連企業の皆さんも、最初はNPPOというふ

卵器の中で、これは本当にやれるのかどうかという試行錯誤の時期を過ごしていることを考えます。私は、こういう認定作業についても、できるだけ迅速に、そして、国が何でもやるんだという発想をもう捨てなければいけないというふうなふうに思っております。政務次官並びに文部省のお考えをお尋ねしたいというふうに思います。

○両府政府委員 今回の法案のTLOの機能を期待されたところのものと立ちはばかっているように動いていくというのとは、すぐさまこれがベイスという形で動くというのとはなかなか難しいというところではございまして、したがって、これはむしろ通産省の方からお答えいただくべき事柄かと思っております。けれども、公的な助成を通じてでもこのTLOの育成を図っていくことが必要なことだということで、今回お願いしているところではござい

もとより、これが期待されたとおりに動き始め

まして、大学からの技術が民間にトランスファーされ、そのトランスファーされたものに基づいた果実というものが、再びTLOあるいはさらにそれを通じて大学あるいは研究者の方に還元していくというサイクルが非常にうまく機能していくということになります。多分、公的な助成がどうこうということを中心しなくてもいい場合が出てくるかとも思っております。とりあえずのところ、やはり立ち上げるためにはこういう措置も必要であろうというふうに考えているわけではございます。

○遠藤(武)政府委員 委員おっしゃいますように、あらゆる分野において官と民が、政治というか政府が関与する、こういうことが改善されていく、これこそまさに経済構造の改革ということの原点ではなからうか、このように私もとらえて、鋭意努力しているところでございまして、なお一層の御指導と御助力のほどをお願い申し上げます。

○江崎政府委員 事務的に少し補足させていただきます。

国立の試験研究機関が持っている特許につきましてはTLOに譲渡するときに、この十二条の認定と申しますのは、通常ですと特許を維持するために特許料等を払わなければいけないというわけですが、国所有の特許を譲るときにはそれを免除するという、従来の特許制度の中では非常に著しい例外的な厚遇を与えるわけではございます。そういう厚遇を与えるにふさわしい組織かどうかということとはやはり国が責任を持って認定しませんが、むしろ責任が持てないということかと思っております。

TLOそのものをつくるのは法律上何ら制限はないわけでは、だれでも自由に持つていいわけでは、特許料を免除してもらうのにあつては、特許料を免除していただくのには、それだけ大臣あるいは各試験研究機関を所管する大臣が認定をする必要があるという仕組みでございまして、

○原口委員 補足していただかなくてもわかつて

うふうに思います。

今回のTLOの法改正で、私たちは、研究者の自由が広がるのだ、この立場からやはり議論をしていかなければいけない。ある意味では、これによって逆に大学の、特に国立大学の研究が企業の下請になるのじゃないか、そういう御心配をする向きもあります。しかし、そうではなくて、大学の皆さんにとってもさまざまな資金や情報の流入、その風通しがよくなる、その自由を獲得できるのだという方向から議論をしていかなければいけないし、していきなさいというふうに思います。

また、知的財産権ということできつ特許の方のお話をしましたが、これを担保するためにもやはり最も大事なものは、その侵害が起ったときのトラブleshooting、これをどう迅速に行うかということでございます。

司法制度に対して、あるいは特許庁の審判に対して、これを迅速にやっていただきたい、あるいはもつと司法の仕組みを強化してほしい、この意見は至るところから出ておるわけでございます。通産省の御意見、そして、きょうは法務省もお見えたいてありますが、特に知的財産権の保護、その侵害が行われたときにどのように解決していくのか、その解決策、制度の拡充についての御所見をお伺いします。

○荒井(憲)政府委員 特許庁では特許の審判を担当しております。審判について速やかに結論を出さないという侵害問題に対応できないのじゃないかという御指摘でございますが、私ども、御指摘をそのとおりというふうに痛感するわけでございます。そういうこともございまして、審判を速やかにするというところで迅速化に心がけてまいりたいと思っております。

同時にまた、その結果が多くの国民の皆さんに影響を与えますから、インターネットによって審判の結果を出すということを始めました。これも世界的にも非常に画期的なことという評価をいただいておりますが、こういうことによりまして、侵害問題に特許庁としてもきちんと対応していき

たいと思っております。

○河村説明員 御説明申し上げます。規制緩和を初めといたします社会のさまざまな変化に伴いまして、国家の基礎を支える司法の果たすべき役割というのは今後一層重要になると考えております。法務省におきましては、このような観点から、社会の種々のニーズにこたえるため、例えば法曹人口増加のための法案を提出させていただいたところではございますが、今後とも、国民の見地に立ちまして、司法の機能の充実につき適切な方策を講じ、積極的に新しい時代の要請にこたえてまいりたいと考えております。

また、侵害訴訟について先生お尋ねでございますが、私の承知いたしておりますところでは、この四月から東京地裁におきまして、特許関係と申しても増設しておられるようでございます。裁判所におかれましては、適正迅速な審理と裁判が行われますよう、今後とも事件動向を踏まえつつ適切に対処されるものと思っておりますが、法務当局といったしましても、これに十分に協力してまいりたいと考えているところでございます。

○原口委員 質疑時間が参りましたので終わりますが、東京高裁で判事十名、調査官九名、そういう陣容でなさっている。私は、立法院として、立法院に対してもしっかりとこのことを、立法の実現性、立法の趣旨を担保する意味でも、こういった知的財産権に対する司法の充実ということを強く求めまして、私の質問にかえさせていただきます。

午後零時八分休憩

○斉藤委員長 この際、暫時休憩いたします。

午後一時二十三分開議

○斉藤委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。中野清君。

○中野(清)委員 平和・改革の中野清でございます。関連法につきましては我が党の井上議員にお願ひしまして、特許法等の一部を改正する法律案について質問をしたいと思ひます。

我が国の知的財産権を取り巻く環境の変化を見ますと、我が国の経済構造がいわゆるキャッチアップ型からフロントランナー型へ移行が求められてくるのに伴い、これまでのいわば模倣に寛容な時代から、独創的な研究開発の成果を重視する知的財産権の広い保護、強い保護が求められております。

特許庁においても、昨年四月の二十一世紀の知的財産権を考へる懇談会の報告を受け、プロパテント、特許重視政策を強く打ち出していることはよく存じております。その報告書で、特許重視への具体策としての実損三倍賠償制度、最高懲役十年への延長、敗訴者裁判費用負担の改正は今回提案では見送りになりまして、いわゆる侵害得をなくし、欧米並みの水準に改めるねらいは一歩後退したと産業界から不満が出ております。

また、先ほど来、本日、渡辺委員、原口委員からも質問ございしたけれども、御答弁については、いつやるかという点が私は率直なところ欠けていると思っております。それについて、再度、特許庁の御見解を承りたいと思ひます。

それと関連いたしまして、日本の知的財産権をめぐる一般的な問題として、いわゆる賠償額が少ないうる日本の裁判では期待できず、訴訟を起こすなら日本ではなく米国の裁判制度を利用するので、日本の裁判制度が空洞化する、第二として、裁判は長期間を要する上に費用もかかり、しかも損害賠償の認定額が少なく、裁判で勝つても費用で訴訟倒れになるケースが多く、日本では特許権利は侵害得である、第三として、侵害訴訟では、被告の代理人は楽だが立証責任を負わざるを得ない原告の代理人は負担が多く大変だ、そういう声を聞きますが、これに対してどのような認識をし、それに対してどのように対応しようとしているのか、この二点についてお伺いいたします。

○荒井(憲)政府委員 ただいま御指摘いただきました日本のこれらのあり方ということで、昨年懇談会からプロパテント政策を強く打ち出した報告書を読んだいたわけでございますが、その際に、日本が科学技術創出立国になるには侵害のし得という状態をなくすべきだということで、今回の法律の改正をお願いしているわけでございます。

こういうことでございまして、従来とはかなり方向が大きく変わって、民事においては損害賠償をしつかりとれるようになる、あるいは刑事においても罰則を強化するというところで、抑止力を強化した侵害し得を改める方向になっておるわけでございますが、なお、今先生から御指摘がございしたように、これで十分なのかというような声があるのも私も承知しているわけでございします。そういうことでございしますが、日本の従来からの制度とかいろいろあるときに、今後どのような制度にしたいかさらにはまた検討をして、問題のないようにしていきたいと思っております。

もう一点、日本においては侵害し得ということについてどう認識しているかということでございますが、確かに今の裁判の状況では、人の特許を侵害して、その間にいろいろのものを売って、もし相手の人が裁判所に訴えても時間がかる、あるいは裁判所で出てくる判決は少ないから侵害をしていく方が得だというような極端な意見すらあるわけでございします。今回の法律改正ということによりまして、こういう状態を改める、そしてまた、御指摘ありましたような、外国へ行って日本の権利を守ってもらうという状況はやめるという方向で今回の法律改正をお願いしているわけでございます。

○堀内国務大臣 お答え申し上げます。

先生御指摘のように、我が国の知的財産権の侵害訴訟における損害賠償額というのは、ライセンス料相当額にとどまっております。ケースが多いわけでありまして、知的財産権の権利行使が十分確保されていないということで、研究開発へのインセン

か、この二点についてお伺いいたします。

タイプを損ねているという指摘がございます。

そういう意味で、今回の改正案は、侵害者の販売数量、こういうものをしっかりと立証をしてもらった場合には、それを権利者の販売数量として、それに権利者の利益を乗じたものを損害額として算定する方式を導入したわけでございまして、これによって相当の損害をしつかりとつかめて、しかも受け取ることができるというふうになると思っております。

また、具体的な事情を考慮しましたライセンス料の相当額の認定ということと可能とする措置も導入をいたしました。今までは、二%ないし五%というようなライセンス料相当額というものでありましたが、今度は売り上げの大体二%ないし五%というような算定もしつかりとつかめるようにいたしましたところでございます。

また、特許権の侵害罪につきましても、法人の罰金の上限を現在の五百万円というところから一億五千万円に引き上げて、法人重課の導入を行いました。

これらの内容が盛り込まれておりますので、知的財産権の侵害の抑止といえますが、これには大きく資するものだというふうに思っております。知的財産権がこれによってさらに適切に保護をされ、我が国における創造的技術の開発が一層促進されるように期待をしているところでございます。

○中野(清)委員 今御答弁いただきましたが、ぜひこれから積極的な対応を願うものでございまして、それと一緒に、一般的知的財産権制度というのを含めまして権利関係の理解がなかなか難しい、企業内でも特別の部門の方がこれを担当するという認識が強く、今後とも一部の専門家の取り扱う特別なものになるということ、いわゆる一般から遊離することは避けなきゃならないと考えておるのです。

そういう意味で、実は特許庁が、この間見せていただきましたけれども、特許庁の親切運動、私はこの意欲については高く評価をいたしております。

す。しかし反面、考えてみると、私も多少経験がありますけれども、今日までの特許庁のあり方の中にこの親切運動をやらなきゃならない不親切な面がたくさんあったのじゃないだろうか、率直な話、これは決して文句じゃなくて実態として思っております。

つまり、ユーザーの満足度というものはユーザーの期待にたえなければだめだということを思いますと、その中で幾つか質問させていただきましますと、まず第一に、第一弾としての二三項目にわたります親切運動の核といましようか中心は、いわゆる二〇〇〇年までに特許とか意匠とか商標とかのファーストアクションといましようか、そういうものを、現在ではまだ二十七月とか二十二月というものを世界的標準である十二カ月以内にしようということだと考えております。先ほども特許庁の、平成八年の出願の特許を今審査しているのだと、そういうことを考えますと、本当にできるのだらうかという疑問を持ちます。しかし、私はぜひ予定どおり完全にやつてもらいたい、そういう願いを持つてこの見通しを特許庁にお伺いしたいと思っております。

それと、特に特許の場合には、七割以上はいわゆる大企業を中心とした大口ユーザでありまします。しかし、今まで我が国を支えてきた中小企業とか個人の皆さんを対象とした積極的な親切運動というものは何だろうかということを私は考えたと思いますので、まずその点を簡単に結構ですから御説明願いたいと思っております。

○荒井(寿)政府委員 ただいま特許庁の審査の期間を目標として短くできるかということでございますが、二〇〇〇年にはファーストアクションを十二カ月にするという目標を立てて特許庁一丸となつて取り組んでおりますので、ペーパーレス計画とか民間能力の活用というものとあわせながら、とにかく一生懸命頑張つて目標達成に全力を挙げてまいりたいと思っております。

さらにまた、中小企業や個人の方、こういう方がいろいろ大事な発明をされたり商標を取られ

るわけですから、そういう方にとつても役に立つ特許庁になりたいということで、手続を簡素化する、あるいは地方に出かけて面接をするとか、インターネットを通じて情報を提供するとか、特許流通アドバイザーを派遣するとか、いろいろな工夫をいたしまして、中小企業や個人の方に対して親切と言われるような特許庁になりたいと思っております。

○中野(清)委員 今の御答弁でぜひ期待したいと思っております。

しかし、これを見せていただいて、第一弾の親切運動で十分だろうかという点であります。今ぜひ頑張つていただいて二〇〇〇年までには達成してもらおうとした場合、二〇〇〇年以降の課題は何だろうか、いわゆる第二次親切運動の必要性についてお伺いしたいと思っております。

それからもう一つは、過日ちよつとお伺いしましたが、二〇〇五年までに世界一速いスピードでの権利設定サービスを目指すところのいわゆるリアルタイムオペレーション、これを実現すると言っておりますが、これについても、当然各国との調整とか制度改正とか、いろいろな実施面での課題があると思ひますけれども、私は少なくともその意気込みについてはよしといはしますが、それをどういうふうにするかという点についてもぜひ明らかにしていただきたいと思ひます。

それからもう一点いまして、紛争が生じたときとか新製品を発売するときとか外国に出願するとき、いわゆる早期審査、審理制度というのがあるのと伺っております。これにも書いてあります。三、四カ月でファーストアクションをするという制度を採用すると言っておりますけれども、これは私にはある意味で、この第一次の親切運動のシンボリックな作業だと思ふのです。ですから、その点について完全に実施してもらいたい。そういう意味で、どういうふうにしたらいかがか、完全であるのか、やろうとしているのか。

一方、これに対してユーザーの認識がどの程度か、利用状況がどうか、PR等についても、わかっ

たら、簡単に結構ですから、御説明を願いたいと思ひます。

○荒井(寿)政府委員 現在の第一次親切運動の後どうするかということで、私も行政はいつも努力をして国民の負担にたえていかなければいけないと思っております。そういうこともございまして、あえて第一次と銘打ったわけでございまして、現在これをインターネットで示したりあるいは全国に説明をしておりますので、その過程でいろいろな御意見が出てきておりますので、そういうものを踏まえて第二次親切運動をできるだけ早いうちに発表したいと思っております。

さらにまた、二〇〇〇年以降どうなるかということ、できれば二〇〇五年ぐらいには、企業の方あるいは個人の方が出願されたら常に滞りなく審査過程に流れて円滑に権利設定が行われるということ、企業の方、個人の方がいい技術開発、いい商標を考えてよかったというような状況にしていきたいということ、二〇〇五年ごろにはリアルタイムオペレーションという状態にしていきたいと思っております。これはなかなか簡単なわけではございませんが、審査体制を強化するとかコンピュータの利用を進める、あるいはアウトソーシングを進める、こういうことの組み合わせで実現を目指していきたいと思っております。

さらにまた、現在、残念ながら日本では過去大変多くの出願をしていただきましたがその滞りが残っております。その結果、御指摘のようにに少しまだ時間がかかっておりますので、本当に今紛争に巻き込まれて大変な方とあるいは外国に出願されている方、そういう方については、早期審査制度ということで早く特許庁としても処理をするということで、三カ月とか四カ月で何とか結論を出そうと思つてそんな制度を入れたわけでございます。

平成七年には四百件の御利用をいただきましたが、平成九年には千二百件ということで三倍にふえております。今多くの方に御利用いただき始めておりますので、こういう制度があるから皆さ

んの特許の権利は早く結論が出ますよということ
をこれから一層PRを進めていきたいと思つて
おります。

○中野(清)委員 ぜひ期待したいと思ひますし、
先ほど原口委員からもいわゆる特許庁の三百億の
予算だけでは足りないんじゃないだろうか、新し
い推論コンピュータを含めたそういう機械化も
含めてぜひこれは積極的にやっていたいただきたい、
大臣、ぜひそういう点もお願いをしたいと思ひま
す。

私は、プロパテントといひましようか、この政
策の中で、知的財産権の広い保護、強い保護とい
うのを推進することについては賛成であります。
ぜひやってもらいたいと思ふのです。しかし、当
然その場合には、権利の保護の強化といった光が
当たる面ばかりじゃなく、逆に特許侵害等をめぐ
る紛争の増加といった、影になつてしまう部分が
生じてくるわけでありまふ。いわゆるもろ刃の剣
的側面があるということとはもう御承知のとおりで
あります。

そうした中で、特にこの知的財産権に取り組む
機能や体制の整っていない中小企業者が思わぬト
ラブルに巻き込まれるということが今後増大して
くるだろう、そういうことを懸念するのでありま
すし、その立場から何点か質問をさせていただき
たいと思ひます。

私は実は本職がお菓子屋でありまして、商標登
録は五十近く持っておりますし、商標登録につい
てはもう長年経験しております。また、これまで
も、内容証明を突きつけられて慌ててどうしたら
いいかといつて相談に来た同業者の方なんかが多
くさんございまして、そういう意味で一番素朴な
経験を踏まえてお伺いをしたいと思つています。

特許の侵害については、故意とか悪意で権利侵
害する、これは論外でございますから、それは問
題外といたしまして、しかし、公開されている以
上、いかに中小零細企業であっても、現に事業を
営まれている以上は知らなかったということとはな

かなか言えない、それは事実であります。これは
当然だと思ひます。

しかし、そういう中で、中小企業が自分たちの
努力でもつてそれをやらなければいけないという
ことは、これは当然のことだと思ひますから、そ
のことは抜きにしまして、現実にも何とわからない
皆さんに対して、行政として、特に特許庁として
ただ事務を受け付けるとかというだけじゃなし
に、中小企業、特に零細企業の皆さんが何と知ら
ないということについてどうやって支援体制をし
ているか、まずこの点についてお伺いをしたいと
思ひます。

○荒井(壽)政府委員 プロパテント政策というの
は、いろいろ自分でいい技術を開発したり商標を
考えた方を保護しようということでございますし
て、従来は、中小企業の方がいろいろ技術開発さ
れても、どちらかというと、ほかの大きな会社
に侵害されてなお泣き寝入りをしていてというや
うな面もございまして、そういう方からの要望も強
いわけでございます。しかし一方、今お話がござ
いまして、中小企業の方あるいは零細企業
の方が、知らないで人のものを使つてしまつとい
うことが起きては困るわけでございますので、私
どもの方としても、そういう方に対するいろいろ
な施策を講じていかなければいかぬと思つており
ます。

具体的には、特許とか実用新案の権利関係の事
前の調査を、発明協会という団体がございするの
で、そちらに委託をしております。全国に支部
がございしますが、そちらに相談をしていただけれ
ば無料で調査を実施するということもしております。

さらに、商標につきましては、ことしの七月か
ら商標の関係のリストをホームページに掲載いた
します。インターネットで見ただけでは
直ちにわかるというような仕組みにしたいと思ひ
ますし、特許庁あるいは全国の通産局で検索をす
るシステムも近いうちに開きたいと思つておりま
す。そういういろいろな問題もございするのです。

特許庁といたしましても、中小企業、零細企業の
方に対して万全の対策を講じてまいりたいと思つ
ております。

○中野(清)委員 今の御答弁を期待したいと思つ
ております。
そういう意味で、私は、現在特許庁の、全国の
通産局特許室が八カ所、知的所有権センターが四
十五カ所、発明協会が四十七カ所という相談業務
だけで、今長官がおっしゃつたような中小企業、
零細企業に対する対策が十分かどうかについて
は、率直な話、疑問を持っております。であります
きょうは中小企業庁長官もいらつしやるし、大
臣もいらつしやるから、私はこの場で御提案
したいのですけれども、今我が国には三カ所以
上に及びますところの商工会議所、それからまた
商工会のネットワークがございします。このネットワ
ークを利用して、それぞれに少なくとも特許相談所、
または特許コーナーといふものをつくつた方がい
いだらうということ提言をしたいと思ふので
す。

なぜかといひますと、はつきり言つて、県に一
個や二個ある施設について中小企業がわかるわけ
がないのです。ですから、常日ごろ中小企業、
零細企業が地域で日常接することが多い商工会議
所や商工会に特許の相談ができる体制をつくる、
整備すること、今までの特許行政というのは、
先ほど言いました専門的なものからみると一般的
になるだろう、そういう意味で私はぜひこれを
やつてもらいたいといふことをお願いをしたいの
です。いわゆる紛争等の専門的な問題解決は、知
的所有権センターとか発明協会とか弁理士の先生
とか、そういうところをお願いするのはいいと思
ひますが、そういう点が一つあります。

それから、先ほど県レベル、地方自治体につい
てもこの問題どうだといふ話がございしましたけ
れども、これも私は同感であります。特許の問題と
いふのが、何回も言ひますけれども、どうか一部
の人じゃなくて地域のもの、地方のものにしても
ほしい、地元のものにしてもらいたい、という

う意味で、この提案についてどう考えているか、
特に中小企業庁長官にお伺ひしたいと思ひます。
○中村(利)政府委員 お答えいたします。
先生御指摘のとおり、近年中小企業の間におき
ましても、特許問題に対して大変関心が高
まつていて、特許問題にございします。こうしたこと
を踏まえて、私ども、高度な知識を持つ専門経
営指導員といふのがいるわけでございしますが、こ
の方々につきましては、今年度から特許問題に関
する研修を行うことにいたしております。その
した専門指導員を通じて指導をする、あるいは講
習会とか研修会等を実施するための地域産業人材
育成指導事業といふのがございしますが、こうした
ものを通じて、特許に関する研修、指導といつ
たニーズにこたえてまいりたいと思ひておりま
す。

○中野(清)委員 今の答えの中で、商工会とか商
工会議所にそういうものをつくる気があるかどう
か、もう一回をはつきりしてください。
○中村(利)政府委員 商工会、商工会議所は、い
ろいろな多様なニーズにこたえていくことで、
現在その体制を整えているわけでございしますが、
そうした中で、先ほど申し上げましたように、経
営指導員に対する研修あるいは地域の中小企業者
に対する講習会、研修会といふことを通じて、
今先生おっしゃいました特許に関する相談コー
ナーといふふうに、実質的にそういうことに対応
できるような形を整えてまいりたいと思つており
ます。

○中野(清)委員 それについてもつと言ひたかつ
たのは、商工会議所とか商工会といふものに何で
も相談できる、その中にやはりきちつと相談所と
いふものが、決して常駐しなくてもいいわけであ
つて、それでもつてやらなければ困るだろうとい
ふこと。

それから、さつき特許庁長官がおっしゃつたけ
れども、インターネットの話も、私も自分で一度
やつてみましたよ。確かに七月からは、今度は商

標登録についてはわかるわけでしょう。そういうものができるとすよ。だったら、つくるということでちゃんとやってくれたい。

ただ、指導員は、おっしゃるとおり、それはそのとおりだと思ふ。だけれども、とにかく指導員がいて、その地域の人たちがそういう相談を受けてくれるということがわからなければだめだに決まっているじゃないですか。それはやはり看板をつけてもらつとか、相談所をつくりましたと広報なんかによつてもらわなければ、第一、地域の皆さんが商工会議所や商工会に来て相談しようなんて思わないですよ。もう一回はつきりしてください。

○中村(利)政府委員 商工会、商工会議所でそうしたことをちゃんと対応できるということがわかるようにさせていただきたいと思ふ。

○中野(清)委員 ぜひお願いをしたいと思ふのです。そういう意味で、商工会議所の中に、インターネットのお話もそうですし、それからこういう資料なんかもやつてもらつたり、相談員もやつてもらうということがまず第一歩の初歩だろうと思ふますので、ぜひこれはお願いしたいと思ふます。時間もありませんから、未利用特許を活用する中小企業への支援の体制、そういうものについてひとつお伺いをいたしたいと思ふのです。

これは先ほど来いろいろ議論が出ておりますが、いわゆる中小企業サイドから、開放特許を探したいとか、特許開放企業から直接話を聞きたいとか、専門家に相談したいとか、特許参考文献が見たいとか、分野ごとの特許の全体像が見たいとか、事業化資金の融資を受けたい、技術の専門家を派遣してほしい、そういうような声が聞こえてくると思ふますし、特許庁もその要望はつかんであると思ふます。その中で、今、未利用特許市場の創設を考えていますが、それを含めて簡単にお願いしたいと思ふます。もう一回質問します。なるべく簡単に答えてください。

○荒井(寿)政府委員 未利用特許を使って中小企業の方に技術的に強くなつていただく、あるいは

ベンチャー企業を起こしていただくということは大事だと思つておりまして、特許庁といたしましても全力を挙げて支援しているわけでございます。データベースをつくつたり、インターネットで提供するか、特許流通アドバイザーをするとか、そんなことをやっております。

○中野(清)委員 今のことでぜひもう少し説明をいただきたいかつたのですけれども、期待をしたいと思つております。

その中で、未利用特許の企業化への努力、資金調達、技術指導という面が、これから私は、ただ紹介するだけじゃなくて、具体的な問題としてあるような気がするのです。そのときに、まず第一に未利用特許の企業化事業資金、そういうものについて政府としてどう考えているかが一点。

それからもう一点は、私は、中小企業庁の実施している事業の中で、中小企業技術金融会議というのが、多分技術課さんだと思ふますけれども、あると思ふのです。これは、技術の問題について民間の金融機関によくそういう点の勉強をさせるということだと思ふますけれども、これに政府系の金融機関も入れてもらつて、少なくともこの特許の問題について、未利用の問題というのは、ただ単に特許庁だけの話じゃなくて、そこにあるいろいろな問題、先ほどは国の特許の話も出ました。そういう未利用特許について、本当に企業化できるかどうか。当然、そのときは資金の裏づけがなければだめだに決まっています。

そうしますと、こういう金融機関の皆さんが勉強をして、場合によつたら自分の取引先のある企業に、これは使えるんじゃないですかと言えようかなことをやらなければいけないんじゃないだろうか、私はそう思ふわけですが、その点もお伺いをしたいと思ふます。

それから、中小企業庁の中にエキスパートバンクがある。その中では、恐らく生産管理とか経営管理とかと一緒に、いわゆる法律とか工業所有権の関連で、弁理士さんや弁理士さんの関係もあるはず。その点については、どういうふうにか

れからそれを活用していくか。

それと、これと一緒に、今度特許庁の方ではいわゆる特許流通アドバイザー、そういう制度がございます。これは両方とも大事だと思ふますが、特に私が言いたかつたのは、マーケティングにもそれから技術にも通じる人材でなければこの手の仕事はできない、そういうことについては中小企業庁、特許庁はやはり真剣に考える必要があるだろう、この点についてもお伺いをしたいと思ふます。

○中村(利)政府委員 まず最初に、未利用特許の利用でございすけれども、中小企業が未利用特許の利用等によりまして技術開発、事業化を行うということになりますと、当然資金が必要なのではないかと、このような資金を調達するということが中小企業にとつて困難な場合も当然あり得るというところでございまして、中小企業庁におきましては、既に特許、実用新案の導入のための低利融資制度というものを設けております。

また、技術開発を行うための補助金というものがございすけれども、これも、例えば未利用特許を利用いたしまして新しい製品をつくるというような場合には、この補助金が利用できるわけでございます。さらに、事業化のための低利融資制度というものがございまして、こうした施策を通じてまして支援をしてまいりたいと思ふておるわけでございます。

また、未利用特許の事業化に当たりましては、中小企業が単独で利用していくことはなかなか困難な場合がございまして、当然技術指導等が必要になるわけがございまして、そこで、御指摘のように、私ども、エキスパートバンク事業というのがございまして、これは商工会、商工会議所に設置されているものでございすけれども、さらに都道府県などには地域活性化アドバイザー事業というのがございまして、こうしたところの専門家を通じまして、中小企業のニーズに応じた技術指導を行うということにいたしておるわけでございます。さらに、エキスパートバンク事業におきまして

は、平成九年度に弁理士の方が六十一名登録されておりました、特許の申請とか商標登録などに百二十七件の相談に応じているところでございまして、もろもろの特許に関する問題については、総合的に指導をできるような体制を整えているところでございまして。

それからさらに、中小企業技術金融会議という点の御指摘がございまして、これは平成八年度から実施いたしております、金融機関を通じて技術の現状とか中小企業の技術開発への理解を深めてもらうということで、公的支援機関と連携をとりまして、いろいろな公的支援制度についても説明を行うということで行つておるものでございまして、この会議には政府系金融機関にも御参加をいただいております。また、政府系金融機関におきましては、低利融資制度とか債務保証制度によりまして、新規事業に取り組み中小企業への支援を行つておるところでございまして。

こうしたことを通じまして、既に民間金融機関側におきまして積極的にこれにこたえていただいております、パンフレットを作成するとか、公設の試験所を紹介するような形で各金融機関の御協力をいただいております。ところでございまして。

○中野(清)委員 もう最後ですから、大臣に、先ほど言いましたように、ぜひ私は特許の問題について商工会、商工会議所を通した全国的なネットワークをつくるべきだ、長官からも御答弁いただきましたけれども、ぜひ御決意だけ、一言で結構ですからお願いして、やめたいと思ふます。

○堀内国務大臣 委員の御発言のとおり、この特許の問題については、広く商工会、商工会議所の機能を通じてネットワークを広げていくということとは非常に重要なことだと存じております。商工会、商工会議所では、これまで金融とか税務等を中心として中小企業からの経営に関するさまざまな相談をお受けしたりして、それに対するきめの細かい指導や情報提供をやつてきたわけでありまして、そういう中で、今までも、持ち

株会社の解禁のような問題だとか、独占禁止政策に対する十分な理解を要求されるようなときにも、いろいろと取り組みをやってまいったわけであります。

したがって、通産省といたしましても、各地の知的所有権センターや公正取引委員会との連携のもとに、経営指導員に対して、特許問題あるいは独占禁止法問題、今までもやっておりませんが、こういう問題に関する研修を実施をいたしまして、これからの新しい問題に対する商工会や商工会議所の広報活動あるいは相談、指導体制、こういうものの強化をしっかりと図ってまいりたいと思っております。

○中野(清)委員 ありがとうございます。

○斎藤委員 次に、井上義久君。

○井上(義)委員 新党平和の井上義久でございます。

私は、日本は資源小国である、やはり科学技術で立ち行く以外にない、こういうことで大学も工学部を選択した一人でございます。科学技術創造立国ということについては大変格別な思いを持っていらっしゃるわけでございます。

もう大臣御承知のように、平成七年に科学技術基本法ができて、平成八年から十二年までの五年間に科学技術基本計画によって約十七兆円の投資をする、こういうことが閣議決定され、今進んでおるわけでございます。科学技術にとつては極めて追い風で、関心のある者としては非常に喜んでおるわけでございます。

ただ、科学技術創造立国ということを実現するためには、科学技術が研究にとどまっていって、論文が幾らできても国は立ち行かないわけでございます。科学技術創造立国実現のためには、その科学技術というものがきちっと産業に移転されていなければならない。しかも、その産業が、国際的な競争力を持つ新しい産業といふものがそのことによって生み出されなければならない、こう思うわけでございますけれども、やはり現状は、科学技術の産業界に対する移転についても、あるい

はその移転された技術が国際競争力を持った新産業に育つという意味でも、まだまだ問題がたぐさんあるわけでございます。

そういう面からいいますと、この大学等の技術移転促進法が今回上程をされて、大学の研究成果というものが産業界に技術移転をするような新しい仕組みができるということについては、私は、ようやくこころまで来たかなと。特に大学は、研究者六十七万人のうちの二十四万人が大学にいるわけでございますし、それから、日本の科学技術予算は年間約十五兆あるわけでございますけれども、そのうちの約二割の三兆円が実は大学の科学技術研究予算になっているわけでございます。で、そういう意味からいいますと、ようやくこころまで来たかな、そんな感じがしているわけでございます。

初めに、やはり通産大臣、一番踏ん張っていただかなければいけないわけでございますし、この科学技術創造立国ということについては、今日の現状をどのように認識をされ、また将来どのような方向を考へていらっしゃるのか、大臣の基本的なお考えを伺っておきたいと思っております。

〔委員長退席、岸田委員長代理着席〕

○堀内国務大臣 お答えを申し上げます。

ただいま井上委員のお話のとおり、科学技術の創造立国の実現というのに対しては、大変重要な問題でありますし、今までこの問題に大変お取り組みをいたしましてまいりました委員に対しては、心から敬意を表する次第でございます。

本格的な高齢化社会がやってまいりますし、また大競争時代が到来する中でございまして、活力のある豊かな国民生活を実現をさせなければいかぬということになりますと、委員のおっしゃるとおり、技術革新を通じて新たな産業が次々と生まれるということが不可欠なことだと思います。そのためには、技術のシーズと申しますか、種の創出を促進するだけではなくて、まさに先生の御指摘をいただいたように、技術の移転及び産業化の促進ということ、そのための環境整備が重要に

なってくる、それを政策的に一体化しながら持つていこうというのが科学技術創造立国の実現に向かつての一歩だろうというふうに思っております。

具体的には、この法案によりまして、大学などから産業界への技術移転、これを促進することを中心としたしまして、産学官、みんなの連携のもとによる技術開発の推進あるいは研究開発環境の整備、研究開発に係る税制の措置の一層の充実、こういう総合的な施策を行いながら、科学技術創造立国へ向かつての大きな基盤をつくってまいりたいというふうに思っております。

○井上(義)委員 少し具体的な問題に入らせていただきますけれども、まず、この法案が成立をいたしますと、文部大臣、通産大臣が実施指針をつくって公表する、こういうことになっておるわけでございます。関係行政機関の長と協議をするというところでございましてけれども、この技術移転事業者といふものがTLLO、各大学で十分盛り上がっておりますわけでございます。私は、大学の中でこれだけこういうことに対して機運が盛り上がってきたというところは画期的なことではございまして、今というチャンス逃したらもうなかなかこういうことが実現するチャンスがなくなってしまうのじゃないかというふうに思っております。

ございまして、法案成立後どのぐらいの時期にこの実施指針が公表されるのか、できるだけ速やかにやるべきだと思いますが、どうでしょうか。

○江崎政府委員 御指摘の実施指針でございますけれども、これは、移転事業の基本的な方向ですとか、あるいは事業内容とか実施のやり方について定めるわけでございますけれども、この法律が公布の日から三月以内に施行するということになっておるわけでございます。したがって、実施指針の公表につきましては、できるだけ速やかに、つまり施行後ほとんど時間を置かないようにして公表したいというふうに思っております。

○井上(義)委員 この実施指針が公表された後に、それぞれのTLLOが実施計画をつくって文部大臣、通産大臣に承認を求め、これが承認されて初めて産業整備基金等による債務保証とか助成金が支出されるということになるわけでありまして。文部大臣、通産大臣に実施計画を出すということが法律にあるのですけれども、窓口がどちらにあったり、どうも手続が煩雑だったり、あるいは審査事務がおくれてなかなか結論が出なかったり、何しろこれに携わっている皆さん、大学の先生方でございますので、余りそういう事務が煩雑ですと、せっかくのやる気をそぐようになってしまふのじゃないか、こういうことについて、できるだけ簡素に、計画が出たら速やかに承認をするような配慮が必要だと思いますが、どうなっておりますか。

○江崎政府委員 実施計画の承認の問題でございますけれども、文部省と通産省が密接な連携をとりながら処理をしたいというふうに思っております。例えば、申請に当たりましてはアライングなどがあると思うのですが、二度手間にならないようにしまして、両省で合同してアライングをするというふうな工夫をしたいと思っております。また、申請の手続の簡素化に努めるのは当然だと思っております。申請のフォーマットなどはいざ決めるわけですが、必要最小限のものにしたいというふうに思っております。それから、審査の期間でございますけれども、これも一カ月程度を私どもも考えておるところでございます。

○井上(義)委員 この実施指針、それから実施計画の承認というスケジュールで、公布後速やかにというお話を想定している計画を、各大学いろいろ聞いてみますと、お考えになっておるようなどころがあるわけでございますけれども、もちろん法律が通らなければ何とも言えないわけでありまして、でも、その辺の期日については、はっきりできないところがあるかもしれないけれども、十分考慮してやっていただきたいと思います。

が、どうでしょうか。

○江崎政府委員 先ほど申し上げましたように、公布後三カ月以内に施行するというところでございますので、例えば今国会にこの法案を通していただければ、三カ月以内には公布されるわけでございますし、今おっしゃった十月一日を想定しているという場合には、十分に間に合うようにいろいろな指針等を公表し、手続も迅速にやりたいというふうに思っております。

○井上(義)委員 次に、このTLOを設立するに当たっては、やはり一番の問題は人材の確保ということではないか、こう思うわけでございます。TLOの運営業務は非常に多岐にわたるわけでございまして、特に研究成果の評価、それから特許権の取得、それからさらにはマーケティングといいますが、そのシーズが技術移転されて産業化された場合にどの程度の市場性があるのか、それからやはり、TLO自体もそうであり、それからTLOから技術移転する企業などにとりましても、資金の確保という問題、それから、技術移転されれば、これは当然ロイヤルティーという形で収入が入ってくるわけでありますけれども、その財務管理等々、そういう意味で、特に研究成果の評価といいますが、いわゆる技術の目ききといえますが、この技術は本当にどのぐらい産業化の可能性があつて、どのぐらいの利益を生み出し得るのかという点、そういう人材が一番必要なんですけれども、どうもなかなかそういう人が今の日本の社会で育つてきていないのじゃないか。

アメリカの例などを見ますと、一つの機関に十人から十五人ぐらいのそういう専門スタッフがいてやっていると、そういうことも聞くわけでありまして、通産省はどのようにお考えでしょうか。○江崎政府委員 この技術移転事業が成功するかどうかというかは、まさにふさわしい人材を確保できるかどうかということにかかっているわけでございます。

今先生御指摘のように、必要な人材の備える能力としまして、技術の内容を正確に把握するとか、あるいは市場性の観点からその技術を評価するとか、あるいはこれを適正な企業に譲渡する、つまりマーケティングの能力、こういったものが要請されるわけでございますけれども、現在の時点で、確かにこうした人材は十分育っていないというふうに私も感じております。

したがって、当面、この事業に必要な人材というのは、企業の知的財産の管理部門のOBの方ですとかあるいは知見を持つ大学の教官の方などを期待しているわけでございまして、こういった大学の教官の方々に助言を仰ぐというようなことも考えたいと思っております。また、譲渡した先の企業に対しまして、そうした教官の方々が技術指導するというようなことも期待をしているわけでございます。

通産省としまして、現在、既に特許庁におきまして特許流通アドバイザー派遣制度というのがございますけれども、この制度をさらに拡充しようとして、この移転事業に対しての情報提供を行うようにしたいというふうに思っております。また、この制度の認知度をさらに向上させたいと思っております。それに伴いまして、TLO自身が有用な人材を次第に確保できるようにしたいというふうに考えております。

○井上(義)委員 これは、通産省として今のようなお話、よくわかるのですけれども、具体的な人材のストックといえますか、ここにこういう人材がいる、この人はある一定の期間だったらこのTLOに派遣してもいいよというふうな、そういうものといたしまして、そういうストック、通産省としてはお考えでございますか。

○江崎政府委員 先ほど御紹介しました特許流通アドバイザー派遣制度というのがございますが、これも実は企業の知的財産管理部門のOBの方々に何人かをお願いしております。今これは実は十数人なんですけれども、こういった方々をさらに、私も、企業の方々と接触をしまして、企業を卒

業されたり、あるいは途中で移れる方もいると思うのですが、そういうところの方を次第にあやしていきなということ。

それからもう一つは、大学の教官自身の方が、兼業の問題がございますけれども、そういった許可を得まして、TLOなどへ来ていろいろお仕事をしていたかどうかというのを考えております。したがって、大学の方との接触も深めまして、TLOで事業をしていただくということを考えていきたいというふうに思っております。

役員になることはできないように事実上なっているわけでありまして、この辺の規制緩和ということこそそろそろ考えていかないと、なかなかこの事業は成功がつかないのじゃないかな、こんな感じがするわけであります。これは通産、文部両方に関係していると思っております。もしわかれれば御答弁をお願いしたいと思います。

○井上(義)委員 それで、今ちょっとお話が出ましたけれども、きょうは、この大学教官の業務の兼任ということについてちよつとお伺いしたいと思います。

大学の研究成果、これを事業化しよう、という今回の法案の趣旨でありますけれども、それを支援していくためには、国立大学の教官等が経営者として事業化に責任を持つような、技術移転事業を行う企業とかいわゆるTLOの、ある意味では経営に参加をする。いろいろなTLOでは、当然出資をして株主になる。いわゆる百四条件兼任でアドバイザー的な役割を果たすということとは当然なんですけれども、責任を持つという意味では、役員を兼任するということも必要だと思います。

それから、諸外国の例、特にアメリカの例なんかを見ますと、やはり技術というのは、例えば特許をとったその特許だけでは企業化というのは非常に難しいわけでございまして、周辺技術を含めてきちつとやらないと、特に中小企業なんかといふのはベンチャーとしては立ち上がることはできないわけでございます。そういうことも含めて、ある程度移転先の企業の経営についても責任を持つような、ひいては、そういうことからいわゆるベンチャー型企業、大学の中からこのベンチャー型企業といふものを創造していくというふうなことまで含めて考えないと、TLOというのはなかなか成功しないのじゃないか。

そういう意味で、現状では百四条件兼任でしか事実上認められていない。本来、百三条でそういう

私ども、今当面の検討課題としておりますのは、先ほどの先生の御議論に直接かかわるわけでございますが、いわゆる技術移転機関に技術の目ききととも関連するわけでございまして、国立大学の教官の場合によつてそれに適しているかもしれない、その場合に、兼業の許可といふことができるような方途といふものを考えていくのではないかと、この問題意識を持っているわけでございます。もちろんこれは、公務員としての職務専念義務でありますとか、あるいは公務の適性でありますとか、さまざまな議論との兼ね合いの中で検討すべきことであるわけでございますが、当面の課題としてはそういうことがあるわけでござい

ただ、もう一つおっしゃいましたベンチャー企業、これは見方を変えますと、見方と申しますか言葉をかえて申しますと、一営利企業の役員として経営参加する、そういう道を開けという御提言でございますが、これはTLOの場合に比べて、率直に申しまして、問題はやはり少なくないだろ

うというように考えておるわけでございます。

議論を突き詰めますと、場合によっては、そこまで一官利企業の経営参加ということをやするがいならば、いっそのことやめて、それにどつぱりつかって責任をとってやっただいいじゃないかという議論さえも出る。そういうことでございまして、全体の奉仕者性という観点からいっても、問題は少なくないのではないかと、そういう感じを持っておるわけでございます。

〔岸田委員長代理退席、委員長着席〕

○江崎政府委員 基本的には、文部省が今お答えになったのと同じでございます。

簡潔に申し上げますと、国立大学などの研究者が企業の役員を兼ねるといふことにつきましては、今お話しございましたように、国民全体の奉仕者であるという公務員としての性格、それから最近議論になっております公務員の倫理の問題、こういったことを留意しまして検討しなければいけないというふうに思っております。ただ、その中でも、特に今回御提案しておりますこの技術移転機関、この役員を兼ねることにつきましては、政府の中でも特に早急に結論を出したい、このように思っております。

○井上(義)委員 今答弁ありましたように、少なくともTLOの役員については幅広く仕事ができるような仕組みをぜひ考えていただきたい、こう思います。

時間も余りないので、大臣、この法案の目的は技術移転なんですから、TLOはまだいいと思うのですけれども、TLOの先、ベンチャー企業ですね、やはりここをどう育てるかということ、通産省としてはもう一方でやっていただかなければいけないわけでございます。

先ほど中野先生の質問の中にも出ていましたけれども、特許が八十三万件ある、ところが実際には五十六万件、六七%が未利用特許だ。いろいろ話を聞いていますと、特許だけではどうも活用が難しい。その周辺技術を含めて、そういう技術支援というものがなければいけないのじゃないかと

いうのが一つ。

それから、やはり資金。今いろいろなベンチャーファンドというのがあるのですけれども、聞いてみると、これもほとんど使われていない。使い勝手が悪いのか、どうもシーズがないのか、この辺もちょっとわからないわけですから、やはり資金も必要。

それから、やはり人材の確保。こういうことを抜本的にやらないと、今いろいろなベンチャー施策があるのですけれども、どうも効いてない、こんな感じがするわけですから、大臣、どうでしょう。

○堀内国務大臣 本日に委員御指摘のとおり、技術と資金、それから人材、この三つがベンチャー企業の支援策の中で重要なことだろう、そうしないとそれが発展していかないとということになります。

技術移転先であるベンチャー企業を支援するというときには、技術移転を成功に導くだけではなくて、本法案の中におきまして、中小企業投資育成株式会社法の特例措置を設けておりまして、そこからの資金を出せるようにいたしております。また、通産省としましては、本法律案以外でも、資金の面あるいは人材及び技術に関する総合的なベンチャー支援策というものを推進したいというところで取り組みをいたしております。

具体的に申し上げますと、資金面では、昨年実施をいたしましたのが、企業年金だとか、あるいは証券投資信託の投資対象、これにベンチャー株を含めるための運用規制の緩和というものを実現いたしましたので、これからは新しい生まれただばかりのベンチャー企業であっても、この投資信託の対象にすることができるようになっております。

また、米国のように、年金資金からのベンチャー企業への資金の供給というものを円滑にさせるために、投資事業組合法案、これを今国会に通産省から出させていたいただいておりまして、これによって、今までこの組合の有限責任、無限責任の中で非常に運営がしにくかった、出しにくかったもの

を容易にできるようにいたすことになっております。

また人材面では、企業の人材確保、社員の士気高揚に資するために、これまたストックオプションの導入を円滑化する税制措置を本年度から措置をいたしましたので、新しい人が大いに意欲を持っ

てベンチャービジネスに取り組むことができるストックオプション制度の成果というものが出てくるのではないかと。

こういうような問題を総合的に全部考えてまいりますと、今までと比べますと、これでベンチャー企業の育成を相当達成できるようになるのではないかと、今また考えておりますし、さらにこれからベンチャー企業の育成のための努力を払ってまいりたいと思っております。

○井上(義)委員 ちよつと細かな問題になりますけれども、大学で生まれた知的財産をTLOに譲渡する場合、大学の先生、研究者の場合は個人との関係ですからいいわけでありまして、個人にわゆる国有の知的財産をTLOに譲渡する場合に、これは国有の資産でありますからたまたまいうわけにはいかないと思ひますけれども、これがTLOに対して過重な負担になるようではこの法案の意味はないのじゃないかと思ひます。

そういう意味で、いわゆる国有の特許をTLOに譲渡する、負担にならないような形で、できれば対価がゼロで移転されるような仕組みを工夫する必要がありますのじゃないか、こう思うのですが、どうでしょうか。

○江崎政府委員 この法案によりまして認定を受けた事業者が国から特許権などを譲り受ける場合に、財政法の規定のとおりまして適正な対価を支払うということになると思ひます。これは財政法の九条に適正な対価を支払うということになっております。それから、具体的なやり方としては、競売に付すということにならうかと思ひます。それから一方、受ける側の技術移転の事業者の方から見ますと、これは専門家としてその技術を

評価する能力を持っているわけでございまして、その技術のシーズの将来性、収益性あるいはみずからの財務状況を勘案しまして、対価が過重かどうかというところは御自身で判断されて、その上でその譲渡を受けるかどうかを選択されるということになると思ひます。

それから、今御指摘の点に多少関連しますけれども、国有特許を譲り受ける場合には、特許料などにつきましては特例措置を設けまして特許料を免除する。これによりまして、より効率的にTLOが活動できるようにすることにしたと思ひます。

○井上(義)委員 それから、文部省にちよつと伺ひしますけれども、いわゆるTLOがライセンシングによつて得た収益、これを大学とか研究室に還元をする、これが大きな目的の一つになっているわけですが、今までの研究者とか研究室の場合は奨学金という形で戻せば問題ないわけなんですけれども、大学によつては、これをいわゆるファンドとして、例えば大学支援機関みたいなものにストックして、大学全体の研究ニーズに適切に、また適切な時期に配分していこう、こういう考えを持つている大学があるのですね。

株式会社収益ですから、一たんこれをそういう支援財団みたいなところに移す場合に、当然これは課税の問題が出てくると思ひますけれども、研究成果を還元していくという意味ではこれはひとつ配慮が必要なんじゃないか、こんなふうに思ひますが、そういう仕組みは考えられるのかどうか。

○両宮政府委員 御指摘のように、この法案で御提示申し上げている仕組みがうまくいくかどうかの、一つの重要な要素として、TLOからの大学へのロイヤルティーなどの還元というものが非常に重要な要素であると思ひます。その場合にどういふような形で還元がなされるかということについては、大学それから研究者、TLO、それからその特許の実施企業との間の契約の定めでいろいろなバリエーションがあろうか

と思うわけでございます。そのバリエーションの中で、今先生御指摘のように、寄附金税制とか、現存の税制でどう対処したらいいのか、あるいは、もし足りなければどういう税制を考えていくのいいかどうか、そこは今後よく検討してまいりたいと思っております。

○井上(義)委員 ぜひ配慮をお願いしたいと思っております。

最後に、きょうは特許庁に来ていただいていると思えますけれども、科学技術創造立国ということとを考えると、技術の産業に対する移転、それが国際競争力を持った新産業ということになると、やはり国際特許といいますが、これが一番重要なポイントになるのじゃないか、こう思うわけです。

アメリカなんかでは特許の国内出願よりも海外出願の方が多い。国家戦略として海外特許を取るということをやっているわけです。そういう面では、日本の場合は極めて弱い。科学技術創造立国ということを経営する以上、国家戦略としてこの海外特許というものを積極的に取るような何らかのインセンティブがないと極めて厳しい。

いろいろな話を聞きますと、特にパテントローヤー、弁護士で技術がわかって英語ができる人は日本には数人しかいない、これではとてもじゃないけれども国際競争には勝てないという指摘もあるわけでございます。私の先輩なんかは、科学技術創造立国ということで十七兆円の金を使うのだったから、その五割ぐらいは海外特許取得のために使え、それがあって初めて科学技術創造立国だ、こういう指摘をする人もいます。

特許庁としての基本的な考え方を伺いして、質問を終わりたいと思います。

○荒井(壽)政府委員 ただいま御指摘ございましたように、アメリカに比べて日本の方は外国で特許を取るということはかなり少ないわけでございまして、そこについて何とかしていかなければいけないという御指摘、まことにそのとおりではないかと思っております。

日本の大学の先生方あるいは企業の方が外国で取るということについての意識、認識がまだ低いわけでございますので、私ども、今世界の様子を御説明するというところをやっております。さらにまた、外国の制度がわかりにくいということでもなかなかそこまではないかという方もおられますから、外国の特許庁の長官に来てもらって国内で説明会を開くとか、あるいは日本の特許庁のホームページを当たっていただければ外国の特許庁の仕組みがわかるかと、あるいは外国政府に働きかけるとか、いろいろ努力はしておりますが、これで十分と思っているわけではございません。今御指摘のようなしつかりしたインセンティブを与えること、どういふものがあるかは、これからよく検討してまいりたいと思っております。

○井上(義)委員 以上で終わります。

○斎藤委員 次に、小池百合子君。

○小池委員 自由党の小池百合子でございます。本日は、特許法等の改正案、そして特定大学からの技術移転に関する法律案につきまして御質問をさせていただきます。先ほどから聞いておりましたので、できるだけ重複を避けて御質問させていただきます。ただこうも思っているわけでございますが、この両法案に關しましては、これからの新しい日本のシステムづくりということで大変重要な法案だとは思っています。

ただ、昨今の目先のことだけに私はとらわれるつもりはございませんけれども、例えば、きょうも円安が進みまして六年ぶりの円安水準、一ドル百三十五円台に入ろうかというような動きとなっております。それから、とにかく三月三十一日の午後三時までというところで何かとおかしな株価操作等々も行われて、そのとき大変注目されていたわけでございますけれども、四月に入りまして、きょうも五十円安というような午後に入つての相場動きが続いております。

今国内産業が非常に厳しい状況にある、そしてその中でまた円安が進んでいきますと、今度はまた対外的な貿易の問題から狭められてくる、まさに

八方ふさがりの状況になってくるのではないかと、私どもは思っています。こういった為替相場、そして最近の日本の企業が置かれていて、特に産業、物づくりにおける産業、ソフトも含めてでございますけれども、そういった状況に対して、実体経済をわかつておられる数少ない方として通産大臣に、この状況についてのお考えをぜひともお聞かせいただきたいと思っております。

○堀内国務大臣 なかなか難しい御質問でございます。まして、なかなかお答えを申し上げにくいところも多いのでありますが、昨日発表されました日銀短観、平成十年の三月の調査によりますと、在庫生産調整ということでは、在庫もふえておりますし、生産調整がはかばかしくなっております。企業収益も、九年度は主要企業、中小企業ともに減益となる見通しであります。昨年来の景況感の厳しさというものが年明け以降も続いてきて、実体経済面での影響を大変大きく受けているというように感じられます。

また、消費の面を見ましても、昨年の末以降の消費者マインドの冷え込みというものがありまして、低調な動きになっております。これは、小売商店その他を眺めてみましても大変厳しいものだというふうにも思っております。また住宅建設も、年率百三十万戸程度ということでありまして、低水準になっております。この景況感というものは大変厳しい状態だということに認識をしなければならぬと思っております。

こういう中で、ただいま先生の御指摘のように、株価についても、四月に入ってからさらに株価を大変動しているというようにもございまして、株価自体については、いろいろな要因をもとにして変化するものでもございまして、一概に評価するわけにもまいりませんが、日銀短観が発表された昨日の株価はもう大変下落をいたしましたし、一万六千円を割ったというところを見ますと、現在、大変厳しい景況の中で推移しているというところは、これは認めなければならぬこ

とだと思っております。

その中で、私の感じとしては、一つ消費の面でも非常に厳しいものを出しておりますのは、これから五月、六月の決算、株主総会に向かつて各社の決算が発表されてまいりますと、先ほども申し上げたように、大変厳しい赤字の企業がふえる、配当の減配がふえる、無配もふえるというような状態を考えてまいりますと、この五月ないし六月の総会に向けての景況感というものは、あるいは全体の景況感というものは、さらに冷え込むおそれがあるというふうに思っております。

それと同時に、もう一つ憂慮すべき感じのものは雇用が不安定になっていくということでありまして、三・六%というような失業率も出ておりますし、二百四十五万人というような失業者の数も今までかつてないものでございます。今までのリストラ、合理化という中で、今、人員削減というものが大分大手を振って発表されてくるような事態というものを考えますと、これは消費には非常に厳しいものを与えてまいります。

先般、この新聞でもございましてけれども、二年先に自分が職を失わないでいられるかどうかというのに対して、回答者の中で約五割以上の人が、非常に不安感を持っているというような発言、回答があったのを見ましても、今の消費あるいは景気のマインドを実際よりもさらに悪くしているのは、将来に向かっての雇用不安によって消費を抑えるというふうなものが厳しく出てきているからだと、このように私は感じております。

そういう意味で、こういう企業者の経営マインドを前向きにさせるというようにも考えますと、企業活動を活性化させていって、そして企業活動が活性化されることによって設備投資が拡充され、企業の行動が広がり、雇用が確保され、また同時に、企業収益が上がることによって各勤労者の所得がふえる、それがまた将来に向かって安定することによって消費がふえていくというような回転を始めていかないと、これから先の景況というものを直していくことはなかなか難しいので

はないか。ただ対処療法的なもので考えて景気に取り組んでも、一時的にはよくなったもまただめになってしまふというやうな、今までかつて経験しないやうな難しい経済活動状況というものになつてゐるというふうな思つておられます。

そういう意味で、最後につけ加へさせていただければ、まず十年度の予算を一日も早く通していただきまして、それから次の問題に取りかかつていくということにさせていだきたいというふうな思つておられます。

○小池委員 一部、実体経済をよく御存じのはずの経営者としての本音の部分もあつたかと思ひますが、数えていたわけではないのですが、今の御答弁の中で厳しいという言葉が十八回ほどお述べになつて、その辺のところは私も伝わるころがございました。

最後のは、何よりも政策のすべて、手順とそれから今回の経済危機の認識の甘さ、これが全部ボタンのかけ違いと順番間違いで、財手法などがその一番いい例ですけれども、金縛り状態にみずからがなされて、そして何も言えない状況が続く。そして結局、今の政権維持と総理の意地の方を優先させる結果、日本経済そのものが今大変な状況、未曾有の状況に入つてきているということかと思ひます。

この間、政府関係者の方々の口先介入で、本当に風説の流布と言へるものがずっと続いたわけですが、海外のマスコミ論議なども、もういいかげんにせいというやうなものが非常に多くなつてきておられます。

例えば、きょうのファイナンシャル・タイムズなんですけれども、一面のところには、ソニーの幹部が、日本の経済は崩壊の危機にさらされてゐる、直面してゐるというふうな書きでありまして、政府の関係者ではもう見出しにならない、優良企業であるソニー、これは会長ですけれども、その人だつたらまともに取り扱ふというやうな状況にまで陥つてゐる。

そして、日本経済そのものの、それを担つておられるべき政府の言葉の信頼感、コンフィデンスというものがもう大きく欠落してゐる。それが結局円相場に反映し、四月一日になつたらいきなりヘッジファンドがばあんと銀行株を売り出るわけですね。これは実体経済をずっと見てゐる人だつたらわかる。その意味で、今、大臣のこれまでの御経歴を踏まえての言葉を私は伺ひたかつた。

特に、きのうの村岡官房長官の、株価についての感想を何か求められたときに、あの日銀短観が出たから株価が下がつたというふうにおっしゃる。私は大変、わかつてゐないという気持ちに再び、三たび、四たび駆られたところでございませう。短観が出たから、悪い結果が出たから株価を下げたのではなくて、それももちろん一つの原因にはなりますけれども、経済が悪いから株価が下がるわけですね。ですから、そこところの、ではその経済をどういうふうにして立ち直らせていくのか。

先ほど大臣もおっしゃいました。きのう日銀の短観で、貸し出しのDIがマイナス四一、そして製品価格がマイナス三一、設備投資計画、こちらがマイナスというところで、想像もしてございませうけれども、想像以上という部分もあつたかと思ひます。まさに今、デフレスパイラルの構造の中に日本は突入してしまつてゐるわけですね。

ですから、今の十年度予算案のことも、もちろん議院内の手順とすればそうかもしれないけれども、今そんな手順のことを言つてゐる場合じゃないのじゃないかというほど、私は大変危機感を持つてゐるのです。厳しいというお言葉は十八回ありましたけれども、百回あつても千回あつても足りないと思ふ。

それから、先ほどちょっと落とされたのですけれども、円の動きですね。これは私は本当に、これまた円安へいきまふとおしかりが来る、この構造もそろそろやめたいと思ふのですけれども、このところも大変懸念してゐるところでございませう。

すが、大臣、その辺のところをもう一度お聞かせください。

○堀内国務大臣 円の問題は、なかなかこれも景気との関係というものがやはり一つの大きなファクターになつておられますし、また同時に、これは先ほど申し上げておしかりを受けましたけれども、まず十年度の予算を通すというのは、いろいろな意味でまず第一に必要なことだと思ふのです。その上に立つた景気対策なりなんなりいたしませんと、今の暫定予算の中で行動を起こしてゐるというのは、これはもうどこから見たつて、円相場にだつてマイナスの影響を及ぼすということになつてくると思ひます。

どうしてこうなつたかというところは別にいたしまして、また過去のことをいろいろ言つてもしょうがありませんから、ひとつこれから先の問題としましては、まず十年度の予算を成立させていただく。同時に、効果的な景気対策というものをいろいろと考えていかなければならないのではなからうか。今自民党におきまして、いろいろと対策を考えた計画を出されておられます。それを一緒になつて勉強しながら、ぜひこの対策を実現できる方向に向かつて取り組んでまいりたいというふうな思ふ思つておられます。

○小池委員 結局、また大臣のお声しか聞かされなかつたように思ひます。

ちなみに、これは別にここで議論するつもりはなかつたのですけれども、予算の編成につきましても日本は極めて硬直的で、審議であるとか公聴会であるとか、そういうたところの音がほとんど反映されないで、儀式として通過してしまふという現実がこれまでありました。諸外国の例を見ておられますと、予算に対しての修正というのは幾らでもやるわけなんです。それが決して政権にとつての、もうそれでオール・オア・ナッシングとかそういう状況じゃなくて、ましてや予算編成における数字の計算などというのは、今どき、そろばんはじいて、鉛筆なめなめ、カーボン用紙敷いてやつてゐるわけじゃないのですから、今の時

代から考えましたならば、それは即座に計算もできるわけですね。

ですから、この制度を改めないと、またこれは議院内のことですから大臣としてはお答えにくいと思ひますけれども、今の世界のスピードと日本の今やつてゐることとのギャップが余りにも激し過ぎるというふうな、私、議員として非常にいららうところがございます。経営者として、時間との勝負でこれまで長年やつていらしたということ、そちらの思いも強いのでしようけれども、こういったスピード感のなさ、欠如ということが日本の今の経済そのものに大きな悪影響を与えてゐるのではないかと思ひます。

これについてはまたお話を伺へると思ひますけれども、多分返つてこないと思ひますので、法案に関係したことについてもう少し伺つていただきたいと思つておられます。

先ほど井上議員の方からお話がございました。特許についてでございますけれども、日本の特許行政というが、国家戦略としての今回の大学からの技術移転の問題であるとか、やはりそういうた大所高所に立つた観点を失つてはいけないというふうな思ふ思つておられます。

特許法につきましては、先ほど渡辺、中野議員なども質問なさつておられましたので、それと重複することは避けたいと思ひますが、今回、知的財産権、肝心の賠償のところなども腰砕けの状況になつてしまつてゐる。先ほどもありましたけれども、今回のことをにやがて成立させて、それから修正云々の話が出て、これはまさに今の財手法と同じやうな議論で、そういうことでは、では一緒にやつてしまふべきじゃないかというふうな思ふわけなんです、世界のスピードから日本がおくれたいく一つの例にもなろうかと思ふのです。アメリカの場合ですと、私は、ミノルタのオートフォーカスのときの国際的な訴訟などを見ておりました、これはまさに国家戦略としてアメリカがやつてゐるなというところをつくづく感じて、す

ごく背筋がぞくとしたことを覚えております。ましてや、冷戦構造が終わりまして、かつてのCIAというのは、米口の戦いのウオッチャーではなくて、むしろ経済の方にシフトしているというの、彼らも公言しているところではないでしょうか。そういった中で、日本として、国家戦略としてこの特許をどう位置づけるのか。そしてまた、そのシーズを花開かせるための今回の特定大学の技術移転の法だというふうには私は理解しておりますけれども、こういった大くくりのところではやはり国家戦略そのものを考えていかなくては行けない。では、例えば橋本政権の中でこの国家戦略を考えているというのは一体どんななんですか、大臣。

○堀内国務大臣 橋本総理大臣だと存じております。

○小池委員 そうあつてほしいとは思いますが、どうも、一度決められたことをすぐ変えられないということになりますと、それは国家戦略ではないのじゃないかということ、これまでの幾つかの例を見まして、私は、何となくそれじゃ困るというふうな思いもするところがございます。

それから、先ほど大臣がおっしゃいましたけれども、これからリストラが進むことによって失業がふえて三・六%という数字が出て、それがまた消費を冷やしているという悪循環のことをおっしゃいました。株価を上げようと思つたら、上場企業はリストラすれば株価にプラスに反映するというのが非情な株式の世界だと思つていますが、確かに、この雇用問題というのは大変大きな問題になつていないかと思つてます。それだけに、新しい産業の芽を今から育てて、はぐくんで、そして次なる産業を、雇用の場をつくるということは、これは必要なことだと思つております。

ただ、今何が起つているかという、十三兆円優先株、劣後債などを購入して、そして金融機関のシステムを安定化させるということで、結局パブルをつくつた張本人の金融機関に対してそれだけの金をぶち込んでという方がこれでとられ

ようとしていられる。そしてまた、これによって貸し渋りを少しでも和らげるというようなことがねらいとされているわけでございますけれども、日銀短観にしても、貸し渋りの件は金融システム安定化策の後からの統計でございますし、また、特にニュービジネスという観点から申し上げますと、ベンチャーという新しい産業ということで申し上げますと、ニュービジネス協議会というところがございます。そこが資金繰りについてのアンケートをとりました。

その結果、今後六カ月間にいわゆる貸し渋りが緩和される見通しについて、過半数の五九%、六〇%が緩和されないと見ている。それによつて自社の経営に及ぼす影響について、成長が阻害される、取引先のリスクが高まるなど、極めて厳しい状況にこの新規産業の分野が立たされている。それはそうです。大企業でさえ今厳しいと言っているところに、それよりも体力の少ない、そして担保の少ない中小企業、零細企業、新規産業、ベンチャー、これはますます厳しい状況になつていくかと思つてます。

ですから、もちろん金融が大事なことはわかるのですけれども、今の状況のように、まだまだ責任者がはつきりしない、また責任者がはつきりするような方法、システムを今回とつていけません。そして、そこに血税が過ぎ込まれていくと、結局これはモラルハザードにつながるのじゃないかというふうにも思ふのですが、大臣、今回のこの金融システム安定化策で合計三十兆円が投入され、また貸し渋り対策ということですが、現実にはそれはつながついていないわけですね。本当に貸し渋りを防ぐために、もっと大胆な策というのが必要なんじゃないでしょうか。

○堀内国務大臣 今回の金融システム安定化対策というものは、私は評価ができるものだと思つております。

と申しますのは、金融の安定というのは、これは金融会社自体の問題ではなくて、預金者の安定と借り手の安定という二つがございます。預金者

の安定につきましては、御存じのとおり、預金者保護の対策が打たれました。片方の借り手の方の安定というものは、これは銀行一社がおかしなりますと、北拓でござらんになっておわかりのようにな、それこそそこをメーンにしていた企業がみんな大変なことになっております。ですから、それを救済するのには今大変な努力をいたしております。

そういう意味で、銀行を助けるのではなくて、借り手の方の対策という意味でございます。私は、今度の金融安定化対策というもので一つの落ちつきを取り戻したということ、日本の経済を安定化させるために非常にプラスになったというふうなことを考えております。これをもしやっております。今、今ごろもつともつと大きな、北拓と同じような状態があらちこちで生ずるようなことにもなりかねなかつたであろうというふうには私は理解をいたしております。

同時に、今度は貸し渋りにどうだったかという点に参りますと、少なくとも、今度の公的資金の導入をされた銀行の資料を今いろいろとつて見えておりますけれども、貸し渋りというより、貸し出しの量は増加をいたしてきております。そういう点では、あれを契機に、貸し渋りはなくなつたとは申しませんが、今までよりもずつと形はいい流れになってきているのではないかとこのように思つております。

中小企業に対しては、これはもう私も、本来は金融というものは銀行が受け持つべきものであつて、政府系金融機関というのは、補助して守る緊急避難のような形で、ここに二十五兆円の資金を用意して対応をいたしているわけでありまして、この方は少なくとも万全の体制の中で成果を上げてきているというふうにも思つております。

民間金融機関の貸し出し姿勢が厳しくなつていくかという質問に對しまして、中小企業に対するものであります。厳しくなつたというところが全体で三割を超えて、地域的には北海道、関東、近畿において数字が高くて、特に近畿は約四割の

事業者が厳しくなつたというふうには答えております。

こういう貸し渋りに對して、政府は、政府系金融機関及び信用保証協会への特別な相談窓口の設置、あるいは新しい融資制度をつくつて貸し出しを行い、またマル経資金の拡充、あるいは保険限度額を倍額にする業種をふやしたり、あるいは保証をなくして弾力化するというような対策も打つてまいりました。こういうような対策の効果もありまして、この対策が始まつた昨年の十二月から三月の末までの間の期間で、政府系金融機関の中小企業向けの融資全体では二兆七千億円、前年同期比で約二五%の伸びを見せているわけでございます。また、無担保、無保証のマル経につきましても、約一千八百億円、前年同期比約六一%の伸びとなつております。また、信用保証協会における保証は約六兆円と伸びておりまして、これも約八%の増加でございます。

こういうぐあいには、中小企業対策としての貸し渋りにつきましては政府系金融機関が万全を期して取り組みをいたしておりますが、それでもまだいろいろと御注意をいたさるべき面が多いので、先般も政府系金融機関のトップに全部集まつてもらひまして、私から、窓口においての対応、それから、さらに親切に、万全を期するようにという指導を行つたところでございます。

そういう意味で、現在、貸し渋りの面についての対応は、銀行を含めて、中小企業は万全を期しておりますが、銀行の方も徐々に対応はいい方向に動き出してきているというふうには理解をいたしております。

○小池委員 この貸し渋りの問題は、これから伸びようとする企業に、新しい産業の芽をまさに靴でがんと踏みつけるようなことになるのではないのか。また、新しい産業が芽を出すというのは、技術の回転はすごく速いですが、それは、いつてもやはり五年、十年かかるわけですね。ですから、今種まきをして五年、十年かかつてしまふ。では種まきしなければいいかといつたらそ

うじゃなくて、それでも頑張つてやつていかなく
てはいけないというふうに思うわけで、その意味
で、これからの産業をそれこそ大切にしようとい
う思いで貸し渋り対策に全力を挙げていただきた
いと思います。

はつきり言つて、これまでの古い企業は何かと
政治的にも声が大い。そして、それが一九となつ
て、やれ公的資金だ、補助金だと言う。そもそも
ベンチャー企業に補助金は矛盾すると思ひますの
で、それを声を上げたからといってどういふもの
でもないというふうに基本的には思ひますが、今、
我々のお金がつぎ込まれようとしておるのは、銀
行もこれから間接金融から直接金融に変わるわけ
ですから、はつきり言つて構造不況業種です。ゼ
ネコンだつてそうです。それから、後で大学のこ
とについても伺ひますけれども、大学もひよつと
したら構造不況業種じゃないかというふうに思つ
たりもするのです。

ですから、そういったところにどつとお金がつ
ぎ込まれて、そしてこれからのところに十分にお
金が回らない。お金を上げるのじゃなくて、そこ
の血液を回してあげるということこそが重要では
ないかというふうに思ひますが。

○堀内国務大臣 先ほども他の委員の方に御説明
を申し上げましたけれども、資金面ではベン
チャー企業に対する対応ということを昨年から
ずつと取り組みをいたしてきておりまして、企業
年金、あるいは証券投資信託の投資対象、今ま
では投資信託の対象には生まれればかりのベン
チャー企業はなつておりませんでしたが、これ
を対象にするのもよくなつておりますし、
あるいは米国のように年金資金等からのベン
チャー企業への資金提供を円滑にするために投資
事業組合法を今国会に提出をいたしまして、大
量にベンチャー企業に向かつての資金が供給でき
るようになつております。

この投資事業組合法におきましては、今まで組
合員がすべて無限責任でありましたから、それぞ
れの年金資金やその他から資金を流す場合でも、

間違つたときには全部上まで、厚生年金のものと
ところまで持つていかれてしまふということ、
みんな資金が停滞をいたしてしまふたけれど
も、そういう組合員については有限責任をもつて
取り組むことにいたしましたので、今度は思ひ
切つた投資が行えるようになるということにも
なつております。

また、御存じのように、ストックオプションの
制度もつくり上げましたし、これによつて働く人
たちの意欲も盛り上がる。新しいベンチャーに対
してのいろいろの取り組みをいたしてございま
して、従来と比べまして、ベンチャービジネスに對
する資金の供給の可能性というものは十分でさ
うなつてきたというふうに思つております。

○小池委員 これも、世界の変化のスピードから
いへば、日本は遅過ぎると言わざるを得ないかと
思ひます。

先ほど申し上げましたように、日本の経済とい
うのはまさに瀬戸際、そこでみんなが危ない危な
いと言つてゐるのじゃなくて、今こそ芽をしか
りと植へつけておかなければならないという意識
でもつて、今回のこの技術移転の法案についても
御質問をさせていただきます。

振り返つてみますと、日本は、現在の優良企業
でありますトヨタであるとかソニーであるとか、
本田、松下、三洋といった大企業、これも最初は
町工場からたつた一人、もしくは奥さんと一緒
にとか、今は大企業でございまして、最初
は大河の一滴と申ししましうか、すべてベン
チャーから始まつたわけでございまして、ただそれ
が、時代の波であるとか、それからいろいろな経
済状況によつて、第一次、第二次ベンチャーブ
ームが日本でも起こつて、それでも生き残つてき
てゐるところは、それはやはり技術力であつたり、
人に恵まれていた、それは先見性があつたり
というところで、日本でもベンチャーが全くと
ないわけではないどころか、日本自身が資源もな
い国としてこれだけ立ち直つたのは、まさにベン
チャー国家ではないかと私は言えるのではないか

と思つております。

そして今回の特定大学技術移転に関する法案で
ございすけれども、このベンチャー、新しい産
業というのは、あらゆる組織、企業体、団体、国
家、すべてに言えることでございすが、やはり
人、物、金、そして最近では情報、私はこの四原
則から見えていく必要があるのではないかと思ひま
す。その意味で、今回の法案というのは、技術と
人、この両方にいろいろの意味でお金のバック
アップをつけてあげるといふことで、非常に必要
なことだと理解をいたしてございす。

ただ、現実の問題といたしまして、我が国の大
学というのは、例えばかつての福沢諭吉さんとか
大隈重信公であるとか、最初の創業者、創立者の
建学の精神といひましようか、それがだんだんと
何か横並びになつてきてゐるような感じがいたし
ます。私立の大学の中には、新しい学部・学科を
つくつて、最近の世界の、そして日本の必要な分
野もどんどん動いていくわけですから、それに柔
軟に対応したところで新しい人材を育てようとい
うような意気込みも感じられる昨今ではございま
す。しかしながら、まだ大学間の競争というのが
十分行われてゐないのじゃないか。

また、マスコミの方もその辺の、大学の競争と
いうのは、結局週刊誌に合格者の名前をずら
と出身高校別に書いてみたり、それからどこに入
社したかという学生のことについて書いてある
のけれども、じゃ、実際のその学校で何をしてく
のか、どういふ教授がいてどんな成績を上げてと
いうのは、一般的になかなか出てゐないのじゃな
いかと思ふのです。

例えば、アメリカの場合ですと、ビジネス・ウ
ィークなどという週刊誌に、毎年教授陣とか講義
内容、これが専門別に大学でランキングがつけら
れて、最近金融機関に格付というのがありますけ
れども、アメリカでは大学の格付を載つてたりし
てゐる。大学の方も、そういう競争をするときに
何をしてくるかといふたら、そうやつて新しい学

部をつくつたりするところもありますけれども、
マラソンでアフリカの方から人を引つ張つてきた
り、スポーツ入學などといふことで、何かちよつ
と違う方向での競争をやつてゐるのではないかな
というふうに思ひます。

金融機関が護送船団というならば、私は、この
大学の社会も、教育の世界こそ護送船団だつたの
じゃないかなというふうに思ひます。できるだけ
が、今回のこの法案によつて、できるだけそれぞ
れの大学が競争をする、そしてそこでいい学生を
募る、そしてまたいい教授を募る、それによつて
切磋琢磨して、新しい日本の新産業の芽ができて
くれることを期待してゐるところでございす。

この法案についてちよつと伺ひたいのですが、
まず、第二条のところで、最後に「特定研究成果
の活用を行うことが適切かつ確実と認められる民
間事業者に対し移転する事業であつて、当該大学
における研究の進展に資するものをいう。」とい
ふことですが、この「適切かつ確実と認められる」
というのは、だれがそれを認めるのか、そしてそ
の認める人そのものの能力というのはいくつにな
るのか、これについて伺ひていただきたす。

○江崎政府委員 この法案で想定してありますス
キームによりまして、最終的にその技術の譲渡を
受けましてこれを企業化するという場合に、受け
取つた技術が死蔵されるのではなくて、積極的に
製品化、商品化されるということを想定してゐる
ためにこう書いたわけでございす。

では、具体的にTLO、技術移転機関がどの民
間企業に移転するかという場合に、これは技術移
転を行う人自身が選別をするわけでございしま
して、まさにこれは市場原理のもとで、専ら事業上
の自由な判断に基づいて行つたといふことでござ
いまして、少なくとも政府が関与するといふよう
なものでは全くないものでございす。

○小池委員 同様の質問にならうかと思ひます
が、その次に実施計画の承認、そしてこの第四条
のところには承認事項として幾つか出てゐるわけ
でございす。先ほども同じ質問があつたかとは

思いますけれども、通産大臣として文部大臣の承認を受けるというふうにあります。では、承認をするその目安というのが、今の問題では市場原理ということでございましたけれども、第四条の部分についての承認事項、これはどれぐらい官が関与するものなのか、それについて伺わせていただきます。

○江崎政府委員 これは、この移転事業を実施しようとする方が提出した実施計画というものがまず第一に実施指針に照らして適切かどうかという点を見ます。それから、その実施計画というものが確実に実施されるかどうかという点を見るわけでございます。これを文部大臣及び通産大臣が見るということでございます。

その実施指針の内容、つまり、その実施指針に照らして適切かどうかということになる実施指針の内容でございますけれども、これは、その移転事業の基本的な方向ですとかあるいは移転事業を実施する方の要件ですとか、それからその事業の内容、実施のやり方、こういったことについて実施指針に定めるわけでございます。その実施指針に照らして適切かどうかという点をチェックするということでございます。

○小池委員 つまり、実施の時期であるとかについてチェックをなさるといことで、中身については市場原理に任せるというふうに理解してよろしいわけですね。つまり、私はこうやって法案を読ませていただいて、承認であるとか承認であるとか、認証という言葉は出ていないですが、ここで文部大臣、通産大臣ということで、また承認事項になっていきますと、せっかくのベンチャーの部分、例えば通産省のお役人の皆さんが、この事業はいいとか悪いとかいうふうになつてしまふのではないかと、私はそういう心配を抱いたからであります。

そして、できるだけ伸び伸びとさせて、千三つとも言われるベンチャーでございますけれども、そういったところに対しての目まきがお役所におられるかどうかというのは、これは私はよくわから

らない。

これまでの土地の不良債権の問題も、そもそもさかのぼって考えますと、例えば業を興す銀行と書いてあるはずの銀行が、結局土地を担保にとることで安心をして、もしくは慢心を失ってしまった。そして、その審査の責任を免れる、みんなで渡れば怖くないみたいな、とにかく土地土地ということに走り過ぎた結果だったと思うのです。銀行、金融機関も最近では理系の方を採るようではございますけれども、その人たちが自転車こいで営業で走り回っていて、本来の能力というのが適切に使われているとは思わない。結局、自分の保身、責任逃れということで、土地ということにみんながだあつと走り過ぎたがために今不良債権がこれだけ大きな問題になってきて、それがまたベンチャービジネスを苦しめているというふうな、そういう回り回つての構図が見られるわけでございます。

その意味で、銀行にそれだけの目まきがいなかったのに、通産省、文部省にその内容を吟味するような目まきの方がおられるのかどうかということに私は大変疑問を抱いたわけでございます。その意味では、市場原理に徹底して任せるといことで理解してよろしいわけでございます。

○江崎政府委員 大学と、それから研究成果を実際に商業化といいますか企業化します企業との間に、技術移転機関という技術移転事業が入るわけでございますけれども、まず、特許に値する技術かどうか、あるいはその市場性がどうかというようなことを判断する、それは移転事業者の方がなさるわけでございます。そういうことを役所がチェックするわけではないのです。役所は、その移転事業者に対して、これは経営上の問題とかいろいろあるわけでございますので、確実に事業を実施する能力があるのかどうかとか、あるいは先ほど申し上げた実施指針に照らして適切かどうかという点をチェックするだけでございまして、技術の将来性の問題、マーケティングの問題、

こういったことはその移転事業者自身が先ほど申し上げました市場原理の中で判断されるということでございます。

○小池委員 文部省の方に伺います。第九条で、文部大臣は「研究の進展が図られるよう必要な配慮をする」というふうにございますけれども、「必要な配慮」というのは例えばどういうものをいうのでしょうか。

○雨宮政府委員 今先生御指摘の点は、第九条の「大学における学術の応用に関する研究の進展が図られるよう必要な配慮をするものとする。」という部分についてのお尋ねであらうかと思ひます。

大学は、御案内のように、いろいろな教育研究活動を幅広くやっておるわけでございますが、特にその応用面に関しましてどんな必要な配慮をしているのかということでございますが、例えば、一昨年から日本学術振興会への出資金を活用した学術の応用研究等の推進ということで出資金の予算措置を講じておりますし、また科学研究費補助金の中でも特に研究の成果が実用に移される可能性を持つ研究を対象とした展開研究という区分を設けて、そういうものを推進しております。

それから、予算措置ということではございませんけれども、学内におきましていわゆる発明の取り扱いについての発明委員会の設置、運営などにつきましていろいろ大学にお願いもしておりますところでございます。また、特許につきましてもいろいろ大学の先生方の意識改革、意識改革とまで申し

ますかというところ、特許を云々するような研究は余り一流の研究ではないというふうな考え方をする向きがまだあるというふうなことに対処して、そういうことではないのだというふうな、そういう意味での意識改革でありますけれども、そういうような研究業績全体に対する見方について、学術審議会の考え方を大学側あるいは研究者側に提示

ちよつとまとまりませんあれでございますけれども、そういうようなものろの政策的な措置あ

るいは予算措置、それらがすべて配慮をするということにかかわりのあるものだというふうに考えております。

○小池委員 今おっしゃいました意識改革というのは大変重要なことだと思います。今回のこのILOが設置されましたも、例えば教授陣たちの意識改革、象牙の塔にこもつて、だれだれ先生の弟子ということで、もう年功序列がちがいのところが結構ございます。そういった教授陣のマインドを変えていかないといいなと思ひますし、そのためには、一番手取り早いのは成功例を出すことではないか。それによつて、何か大学教授がみんな企業家になつてわっせわっせとやり始めるというのを考えるのも、ちよつとそれらしい方向への選択の道が開けるといことは、私は重要なことではないかと思ひます。

今回のこの法案というのは、アメリカの例なども参考にされていようでございますが、これまでベンチャー、そして大学ということでいつも引き合いに出されるアメリカのスタンフォード大学でございますが、もともとは、スタンフォードさんという方が私財を投じて、鉄道王をやつたり州知事をやつたりした方でございますけれども、十六歳になるかならないかの息子が突然失つてしまった、それでは、息子のかわりに若い人たちが育つてくれればということで、私財を提供してできたのがスタンフォード大学でございます。

そしてまた、その中でそういった建学の精神を受け継いだ教授が、わずか五百三十八ドルかな、何かを学生に提供して、ヒューレット君とバツカード君に出してつくれたのが、スタンフォード大学から初めてスピニングアウトしてできた今のヒューレット・パツカードである。それから、サン・マイクロシステムズというのが今でも大変シリコンバレーの中でもリーディングカンパニーの一つでございますけれども、サンという会社名というのは、スタンフォード・ユニバーシティからきているSUNであるというふうなことを考え

まして、やはりそれでスタンフォード大学というの非常に大きな大学の特色を出している。

であるならばというので、またその大学に行きたいと学生は思う。そして、またそこで、それならば教授、ブラスアルファの自分の技術を世に出したいと思う先生が集まってくる。シリコンバレーもいいときもあつたり悪いときもあつたりで、スタンフォード大学だつて、いいときもあるし悪いときもあるけれども、それこそ、まさにこれからの大学の競争において、このスタンフォード大学というのは、特色をはっきりと打ち出しているという一つのいい例ではないかというふうに思います。

それから、今特定大学の方でいろいろと名乗りを上げている大学、国立も私立もございすけれども、私は、地方にある国立大学、そして私立大学にはこれからぜひとも頑張つていただきたいというふうに思います。

と申しますのも、大体アメリカのベンチャー企業を見ておきますと、ニューヨークとか大都市で発生したベンチャーの数は、少ないとは言えませんが、そういう大都市、特にニューヨークで発生したビジネスの数というのは、むしろニュービジネスには余りない。ましてやワシントンでは余りない。政治とか経済のエキストラリッシュメントに近いと、新しいものは出てこないのですよ。そういうところと全く関係のないところから新しい芽が出てくる。むしろ政治とか経済に邪魔されないといいところから出てくる。

あのナイキにしましても、もともとはオレゴン州のポートランドという大変小さな町から始まりましたし、今世界一のお金持ちの、あのアップルであるとかマイクロソフトであるとか、そういうところも最初はガレージから始める。まさにかつての松下、本田と同じような芽がそういう土地、方都市で育つてきているというのがアメリカの最近の、またこれまでのベンチャーの共通した事項ではないかと思ひます。また、地方の方が土地が安いです。そして最近、就職難ということござ

います。本場にガッツがある学生ならば、地方に戻つて、地方に根差してやつていこうという人があつたところから少々出てきてほしいというふうにも思ふわけでもございす。

ただ、残念ながら、このところ、入社とか卒業式とか、そういうニュースを見ておきますと、何かまだ学生さんたちは今の世の中の厳しさがよくわかつていないみたいで、とにかく首になるまで勤めまわすとか、模範的な回答をするような人たちがばかりで、何かつまらないなとも思つたわけでもございす。

かくいう私も、日本の大学をスピンアウトして、どんなベンチャーの世界へ入つて、そして今、通るか通らないかわからないという、最もベンチャーの政治の世界にいるわけでもございす。しかし、日本人が、今大変消費が冷え込むと同時にマインドが冷え込んで、あれもだめだ、これもだめだと思つてしまふ。そして若者たちが、そんなものだと思つて、またしよけてしまふなどというところは、次の二十一世紀に非常にマイナスな点になつてくるというふうに思ひます。

今のこの時期、大変重要な時期でございす。あれもだめ、これもだめというような政策を出さずに、どんどんと本當の意味で構造改革につながらる抜本的な対策を政府としても出していただきたいし、こういう法案についてはぜひともバックアップさせていただきたいというふうに思ひます。最後にさせていただきます。

○吉井委員 次は、吉井英勝君。

○吉井委員 日本共産党の吉井英勝でございす。

本来、大学や国研での研究成果が特許など知的所有権として結実し、産業技術の向上を初め広く社会的に活用されることは、大変有意義なことだと考えております。しかし、そのことが、大学が本来果たすべき真理の探究を通じて人類社会の進歩に貢献するという役割を見失つて、大学の研究

を産業活動に直結させたり、研究内容や研究活動を民間の新製品開発に從属させるものとなつてしまつては、これは長期的に見て大学の学問研究の荒廃と社会的貢献を衰退させるものになつてしまふ、そういう問題が出てこようかと思ふわけだ。大学等における研究成果や技術を民間に移転する際には、このことについて最も慎重に、深い考慮を払ふべき問題だと思ふに思ふので、この点について、最初に大臣の所感を伺つておきたいと思ひます。

○堀内国務大臣 お答え申し上げます。

大学には我が国の研究資源の多くが集中をいたしているわけでもございまして、技術革新を生み出す大きな潜在能力が存在しているのであり、我が国が国におきましては、その潜在する能力、研究資源が社会において必ずしも十分に活用されていないというのが実情だと思ひます。

そういう意味で、我が国においても喫緊の課題である経済構造改革というものを強力に推進するためには、こうした大学における技術あるいは研究成果、こういうものを民間事業者に移転をして、先ほどもございすようなベンチャービジネスのようなものを育てながら有効な活用を図つていかなければならないのではないかと。新規産業の創出だとか産業の技術の向上を促進することが非常に重要であり、有効であるというふうに思つているところでございす。

確かに、こうした技術移転は、大学などにとりましても産業界のニーズのフィードバックにつながるものではないかと、しかし、これをもつて大学の研究が産業界のニーズに合うようにゆがめられていくというふうには考えておりません。事実、産業界への技術移転が活発な米国の一流大学の場合には、アカデミックな評価から見てもすぐれた業績を上げていくところでもございす。また、技術移転の対価の研究資金への還元などを通じて研究活動が一層効果をあらしめる、活性化をさせているというところもございす。

大学の学術研究の振興そのものの価値の重要性

は当省としても十分認識をいたしておりまして、本法案も、技術移転による大学の研究活動の活性化を通じて学術の進展を図つていこうというものであります。

特に国立大学の場合、今までのところ一〇〇%のうち約八五%が各先生方のパテントの所有になつていて、一五%が、先ほども報告がありましたが、国が持つてゐる。この八五%がほとんど活用されなくて、しかも活用されるときには特定の先生が特定の事業につながつて成果を上げてゐる例もあるというふうな考えですと、これは、かえつてこういうオープンな形の中で取り組むことの方が大きな成果を上げ、明瞭なといひますか、すつきりとした形の中で国民に理解していただけるというふうには私は感じております。

○吉井委員 私は本来、大臣と違ふような議論になるとは思つていないわけなんです。

冒頭申し上げましたように、本来、大学や国立研究機関での研究成果が特許など知的所有権として結実して、産業技術の向上を初めとして広く社会に活用されるということは、有意義なことだと思ふのです。そこは大臣と一緒だと思ふのです。しかし、そのことが、大学が本来果たすべき、大学というものは真理の探究を通じて広く人類社会の進歩に貢献するという役割を持つているところです。そのことを見失つて、大学の研究が産業活動に直結してしまふ、あるいは研究内容や研究活動を民間の新製品開発に從属させるようなものになつたら、結局そういうことになつてしまつたのでは、長期的に見て大学の学問研究の荒廃と社会的貢献を衰退させることになつてしまふと思ふのです。恐らくその点は大臣も大学のあり方としては一緒じゃないかと思つて、後ほど議論に入つていきたいと思つてゐるのです。その点だけもう一遍お願いします。

○両宮政府委員 大学の学術研究の特徴といたしまして、研究者の自由な発想で研究を行うということが一つございす。

それから、その研究成果が実用化されるという側面をとりましても、大学の研究者が行う研究の種類、性格というものは、これは一般論でございませうけれども、同じことを民間企業の方がやるということとはやはりおのずと異なつた切り口なり攻め口なりというものが出てくるわけでございます。

そういう特徴というものをもし殺すようなことがあつたら元も子もないわけでございます。先生御指摘のように、研究者の自由な発想により、また真理の探求というのを目指して行われるべき研究のものとから出てくる成果、これをできるだけ生かしたい、こういうことでございます。

○吉井委員 せんだつて、三月十一日、これは委員会とは異なりますが、科学技術委員会では紹介したのですが、プロジェクト研究費とか競争的資金でない普通の研究費で非常に大きな成果を上げていた例というのは、相当多くあるわけですね。一例を挙げますと、通産省の大阪工業技術研究所で八年間の経常研究の積み重ねでPAN系の炭素繊維の開発に成功して、科学技術庁長官賞を受賞した。宇宙工学の分野とか航空機の翼とかさまざまな分野でこれが使われて、これ自身が説明されてから大きなプロジェクト研究費がついてきて、さらにどんどん行っているというものもあるわけですね。

それから、科学技術庁の金属材料技術研究所の高温超電導酸化物の発見というの、経常研究費の枠の中での、研究者個人のアンダーグラウンドの研究の中での成果として生まれてきました。

それから、例えば気象庁の研究が本来業務でこつこつデータを集積して、今日では地球環境問題として注目されるようになりましたオゾンホールの発見を一九八四年に世界で初めて行つたというものもあるわけですね。

大学や国立試験研究機関の経常研究の中でこうした貴重な成果が上げられているということは、日本の科学技術の高い水準を示している。私はこれは誇るべきことだと思つていふので

すが、大臣、どうでしょうね。
○佐藤 政府委員 委員御指摘のとおりだと思います。

私も二年前まで研究所におりました、経常研究を中心とする基礎研究が、研究者自身を磨き、かつ研究所のポテンシャルを維持向上させるためには必要不可欠だと思つておりました。

工業技術院の研究所の現状をおきまして、現在、プロジェクト研究として推進しているテーマであつても、そのもととも発想は経常研究の中で行われたというものが数多くございます。

○吉井委員 大学における経常研究の中からしても、国立試験研究機関のものにしても、真理の探究を求めながら、こつこつした、さまざまな研究者の粘り強い努力、頑張りの中で本当にたくさん成果が生まれてきているというところは、これは私は誇るべき日本の宝だと思つていふに思つていふのです。今挙げた例なんかは、いずれも研究成果が上がつてからプロジェクト研究費がどかんとついていっているわけなんです。

実は、九三年二月の予算委員会の総括質問を行つたときに、私は、政府研究開発費がGNP比で欧米の半分だ、早く〇・五%という水準から一%へ二倍にふやす必要がある、大学などの積算校費を五年間で二倍にふやすぐらいの計画を開きたいということを主張したわけですが、当時の森山文部大臣も、先生御指摘のとおり、研究費の拡充や大学施設整備を推進していきたいと答弁をされました。

しかし、残念ながら、経常研究費の方は、国立研究所の方で見ますと、人当研究費で実は一九八一年の百四十四万円が八九年までずっと九年間据え置かれたのです。そして、九八年予算では百六十七万一千円に上がつていますが、これは一九八一年比で見ますと一六%の伸びというところで、消費者物価指数の伸びに比べても極端に低いという異常な事態です。国立大学も同様に低い伸びです。

そこで、文部省の方に聞きますが、経常研究費

大学という教官当たりの積算校費について、科学技術基本法をつくつたときに、この委員会でもつくつたわけですが、我が国会が意図した五年間で二倍に増額するという目標に向けて、これは相当な努力をしていくということが今大学の方で求められる、大学分野で求められると思うのですが、この点はどうか。

○雨宮政府委員 御指摘がございましたように、科学技術基本計画で大学に対する研究費ということに關しましては二つのことを言っているわけにございまして、一つは、今先生が御指摘のように、いわゆる恒常的な研究費、研究基盤というように表現で言っているかとも思いますが、これは、この強化ということが一点、それからもう一つは、競争的な研究資金、これも拡充するべきである。この二点を言っているわけにございまして。

今御指摘の、国立大学におきます当たり校費の問題でございまして、今般の財政構造改革特別措置法等によりまして、国立学校につきましては、集中改革期間におきます一般会計からの受入額が前年度を上回らないということとされたことによりまして、既定経費の大幅な見直しを図る中で、今回、来年度に向けまして単価二%減という状況になつたわけにございまして、科学技術基本計画が目途としたところ、この実現に向けて、なかなか厳しい状況であることは先生御指摘のとおりでございます。今後とも、厳し中ではございませうけれども、努力をしましなればならない課題であるというように考えております。

○吉井委員 大臣も今お聞きいただいたとおりなんです。私は、プロジェクト研究費とかそれに類するものについて、何もけちをつけているのじゃないのですよ。そういうことを言っているわけじゃなくて、大学とか国立研究所などで研究成果が生まれて、それからその成果を技術移転するという課題が出てくるわけなんです。だから、まず政府開発研究費を五年間で二倍にするというこの目標の実現に向けて、これは特に通産大臣とか文部大臣とか科学技術庁長官とか、大学それから国

立研究機関のかなり重要な部分を所管していらっしゃる大臣に、相当な努力をやつてもらふ必要があると思つたのですよ。

八〇年代、国研の場合、全く増額なしできているのですが、八一年比でわずか一六%しかふえていないというこの経常研究費ですね。その中で、本当に研究者の皆さんが、先ほどもわずか三つばかりですが、御紹介をいたしましたように、国際的にすぐれた成果を上げています。しかし、その最も基礎的なところが伸びていないということについては、私は、特段の努力というものを、やはり大臣としては閣議のときに提起されたいと思つたのです。この点、大臣、どうでしょう。

○堀内国務大臣 科学技術の基本計画、平成八年七月の閣議決定においては、国の基礎的、独創的な研究開発を推進することが重要と指摘をされておりました。こうした指摘を踏まえて、当省としても競争的資金の拡充や基礎的資金の充実等、多元素的な研究資金の拡充を図つてきておりまして、あと具体的にいろいろと数字もあるようございまして、政府委員から御説明を申し上げます。

○吉井委員 だから、言つていまして、大臣、プロジェクト研究について、別にけちをつけているのじゃないのです。しかし、経常研究費というのは、すべての研究者にかかわってくる、最も基礎をなす部分なんです。それが、この間、八一年の一人当たり百四十四万円というその水準から、二十年近くたつてわずか一六%しかふえていないのです。消費者物価の伸びから比べてみたら、これは全然違うのですよ。

シーズを育てるんだという議論も、やはりこういうところを本当にしっかりと進めて、大体この経常研究費でうまく出たものについてはどかんと、さつきおっしゃつた競争的資金とかさまざまなプロジェクト資金が出てくるのですよ。しかし、それは成果が上がつてからの話なんです。その基礎の部分をしつかり育てるということが、日本の科学技術の発展というものを大学でも国研

でも考えたときに、やはりそこを、大臣として関係する各大臣に呼びかけられて、本当に頑張っていた必要があると思うのです。この点だけ一言、もう一遍聞いておきたいと思います。

○堀内国務大臣 御支援をいただいてまことにありがとうございます。

こうした、ただいま申し上げました、あるいは先生から御指摘のありましたような経常研究費を含めまして、今後とも関係各省庁との連携を保ちながら、基礎的な、独創的な研究開発を推進するための資金の拡充に努めてまいります。

○吉井委員 通産省の方が九五年に独創的産業技術研究開発促進制度を創設されて、NEDOに出資して、NEDOを通じて大学や国立研究所の研究グループから研究テーマを提案公募し、将来の新しい産業の創出、技術の実用化につながる有望な産業技術シーズに関する研究開発を促進するということをやってきたことは、私も知っているわけです。毎年多数の応募が殺到しております。

ただ、よく見ますと、その背景には大学や国研の深刻な研究費不足というのがあるのです。だから殺到してくるわけなんです。

九六年度からは、これと同様の制度が、通産省だけでなく文部省、科学技術庁など他の五省庁でも創設されてきました。この提案公募型の研究開発費やプロジェクト研究費をふやすことで経常研究費の方の増額という根本的対策が放置されてはいけません。やはり水や肥料をちゃんと補給しないとまぐいかないわけですから、今、大臣、経常研究費を含めて基礎的な研究分野について力を入れるという努力をお聞かせいただきましたので、ぜひそういう方向でやっていただきたいと思います。

さて、通産省の提案公募型事業としてどういうものがあるかというのを、昨日いただいた資料を見ますと、昨年度の産業科学技術領域のプロジェクトでは、研究代表者というのはほとんど国立大

学や国立研究所の人たちなんです。例えば、横浜国立大学の塚本先生を総括研究代表者として、しかし、そこには、住友電気工業とグループを組んで、高温超電導体の非超電導材料との複合構造の最適化による交流超電導性能向上というのを進めております。

また、北海道大学の雨宮先生を代表者として、NITと半導体の表面構造を利用する自律分散形情報処理システムの開発など、共同研究機関の方には大企業がずらりと並んでいるというのが、これの実態じゃありませんか。

○佐藤(社)政府委員 私ども、いわゆる提案公募制の予算制度につきましては、産業技術の振興という意味から、共同研究者として企業と一緒にやるということをや平成八年度から原則にしております。

ただ、その技術的な要素につきましては、すぐ開発あるいは商品化できる技術ではなくて、やはり十年先、二十年先をにらんだリスクの高い先導的な研究テーマを選んでいくつもりでございます。

○吉井委員 通産省の方の提案公募型事業の領域別内訳というのを少し見てみると、中小企業領域の比率というのは、九六年度では三〇％、九七年度は二五％、九八年度は二九％ということで、通産省の方は中小企業支援ということをよく言われているのですが、確かに中小企業にも出ているのは出ているのですが、実態は、地域の中小企業を大学の直接支援をするというよりも、やはり大企業と大学に見られる特徴じゃありませんか。

○佐藤(社)政府委員 ただいまの提案公募制度の中でも、中小企業を対象とするものでございますけれども、平成十年度におきましては約五〇％、半分に増額をしております。

○吉井委員 いただいた資料によると、九八年度は、総予算額五十一億四千万円の中で、中小企業領域は十五億円、二九％ということ。これは、この分野だけじゃなしに、九八年度通産省

予算を見ますと、新規産業創出型産業科学技術開発制度三百億円、大企業向けの技術開発補助金、委託費が大半を占めるニューサンシャイン計画制度四百六十七億円、物流の情報化などハード、ソフトの研究開発費など情報化対策に三百三十三億円。これだけで一千億円の大半は大企業向けの研究開発予算を組んでいます。

これら全体と比べると、中小企業領域での九六年度の八億円、九七年度の十二億円、九八年度の十五億円というのは本当にわずかなものであつて、今おっしゃったような、仮にこの十五億円が若干膨らんだところで、全体として見れば、中小企業支援という面では非常に弱いものがあるというところは数字が示しているということを指摘して、次の点に入っていきたいと思います。

今回の法案の出発点になったのは、産学の連携・協力の在り方に関する調査研究協力者会議の昨年三月のまとめと、十二月の中間まとめに示された方向ですが、そこでは、ベンチャーキャピタル、シンクタンク等の民間企業や第三セクターが主体となつて各種の取り組みが進行している状況等を踏まえ、これらの活動がより効果的に展開されるときに、全国的な標準モデルの開発に資するとしております。

そこで伺っておきたいのですが、日本の民間大手のベンチャーキャピタルにどんなものがあるか、これを最初に伺いたいと思います。

○江崎政府委員 私ども、余り正確なデータは持っておりませんが、大体百六、七十ではなつか。それから、カテゴリーに分けますと、銀行系のもの、あるいは証券系のもの、あるいはメーカー系のもの、あるいは独立したものであるというふうに分けられると思いますけれども、直接調べる手段がなかなかございませんので、余り詳しいことはわかっていない実情でございます。

○吉井委員 いや、民間の大手のベンチャーキャピタルについては資料がないと言が、あなたのところから資料をいただいて、一番大きいのは野村証券系のジャフコ、九六年度末投資残高千九百

三億円とか、二番目が大和証券、長銀系の日本インベストメントファイナンスとか、三番目が富士銀行系の富士キャピタルとか、こういう証券、銀行系のベンチャーキャピタルが上位を占めているというのが実態ではありませんか。

○江崎政府委員 今挙げられたような企業がベンチャーキャピタルとして活動しているのは、私どもも承知しております。

○吉井委員 それで、ことし三月十六日付の朝日の大学シリーズでは、日興証券系の日興キャピタルが横浜国立大学に、法律家と言われるところのTLOを持ちかけているという話ですが、これは今はどういう状況ですか。

○江崎政府委員 私ども、事実関係を承知しております。

○吉井委員 法律家の提案者が事実関係を承知していないというのは、これは非常に奇妙な話だと思ひます。大体、マスコミ等で広く知られていることですから。

では、あわせて聞きますが、ジャフコという会社はどういうベンチャーキャピタルであつて、このジャフコは、大学の研究成果の事業化で具体的に今どんな取り組みをしておりますか。

○江崎政府委員 現在、北海道大学と東北大学に技術移転関係の機関をつくるという検討が行われているというのには承知しておりますが、それに関連してジャフコが参画をしているというふう聞いております。

○吉井委員 ジャフコは北海道大学で既に北大アソシエーションを設立しており、筑波大学の方では、ジャフコが中心になつて、日興キャピタル、山一ファイナンス、日本インベストメントファイナンスなど九社、十一億円で筑波先端技術投資事業組合、いわゆる筑波ファンドを昨年六月に設立しているのではありませんか。

それで、この間、二十三日の読売の特集を見ると、野村証券の総合研究所副主任研究員の方が登場して、「授業料に頼った大学経営は今後、少子化が進むとともにさらに厳しくなる。」とした上

で、「学会や論文ではなく、産学協同の成果を研究者の評価に加える」という主張を行っており、これはジャフコをつくっているところの方ですね。つまり、ベンチャーキャピタルというのは、この論理を今大学に迫ってきている。

大学側の期待しているものとして、朝日の記事の中に紹介されていたのは、「将来の研究費確保にもつながれば」というのが横浜国立大学の声で、「特許で収益があれば、半分以上は特許を出した研究室の研究費にまわすが、一部はほかの研究費にも充てる予定だ。」準備の中心になつてゐる東大先端科学技術研究センターの玉井教授は「天文学、哲学、古代史などいわば「金にならない」研究にも研究費をまわしたい。利潤追求だけで大学としての理念を見失つてはいけないと思う」ということを言っておられました。

つまり、経常研究費が今余りにも低い、それが本場に長い期間続いている、それが大学をベンチャーキャピタルに期待したり依存したりするところへ追い込んでゐる。こういうことは、これは文部省にきていただいているのだけれども、本場に今の大学のあり方としては懸念すべき一面を持つてゐるのじゃないですか。

○両宮政府委員 国立大学の研究条件の点で、先ほど恒常的な研究基盤のことについてお尋ねがありました。お答えしたわけですが、もう一つの競争的な資金ということにつきまして申し上げますと、科学研究費補助金につきましては、十年度に向けて五十七億円の増、十年間で二倍以上の伸びを示しているわけですが、全体としては必ずしも悪い状態ではないというように考えておりますし、また学術振興会の出資金事業というものもおととしからで上がつてきておるわけですので、それらの競争的な資金の改善とあわせて今後とも研究条件の改善を図つてまいりたい。

また、公的資金の導入、投資ということ以外に、もしできることならば、先ほど奨学寄附金ということで御議論がございましたけれども、民間から

の資金導入ということもあわせて国立大学としては大いに努力してもらいたい、かように思つてゐるところでございます。

○吉井委員 今私御紹介しましたように、マスコミにさえ登場してきて、今本場に研究費が余りに低い、それが長く続いているということでの大学人の苦しみというものが紹介されております。

三月十六日付の朝日には、これはあなたのおっしゃった数字よりも少し古いけれども、九六年度の文部省資料からというので広く紹介されておりますが、大学運営経費、科学研究費補助金、今おっしゃった分も紹介しておりました。同時に、外部資金が科学研究費補助金にかなり並ぶぐらい今ふえてゐるのですね、寄附や受託研究費等。だから、経常研究費がやせ細つてくる、外部資金への期待を持たざるを得なくなつてゐるという大学の大変さというものを私は記事を見ておりまして実感しました。

今日、証券スキヤンダルのときの暴力団との癒着とか損失補てん、飛ばしやつけかえというので証券会社といへば有名ですが、暴力団系総会屋との癒着や大蔵省官僚への接待汚職などで幹部が次々と逮捕をされる、言つてみればベンチャーキャピタルの本体の方は悪いこと何もありという状態です。

この基礎研究費が低く抑えられる中で、ベンチャーキャピタル中心に、あらかじめ工業所有権の取得を前提として産業技術として実用化することとを目的とする研究に誘導されていくと、これは実用化に結びつかないような研究は軽視されてしまふ、それは大学における学問、研究がゆがめられるおそれがあると思うのです。

だから私は、冒頭申し上げたように、大学の研究の成果が社会に還元されることは有益なことであり、当然のことだと思つてゐるのです。しかし、今のようないふ事象を避けるために、だから冒頭大臣にお聞きしたのですが、本場に慎重な深い

考慮というものが必要だというふうに思ふのです。何をしなければならぬと今考えておられますか。

○江崎政府委員 大学の研究活動の自主性というのは、私ども十分尊重されなければならないというふうにお思つております。今御提案しております法案におきましてもその点は私も配慮しているつもりでございます。例えば法案の第三条の第二項四号に実施指針を定めることになつてゐるわけですが、大学における学術研究の特性に十分配慮するといふふうになつておりますし、それから法案の第十条のただし書き、これは産学の連携のことに触れておりますが、これにおきましても「大学における学術研究の特性に常に配慮しなければならない」といふふうになつてゐるわけでございます。こういう点を十分配慮しながら、しかし、大学にある研究の成果を、将来性のあるもの、マーケティングリティーのあるものについてこれを商業化する、産業化して日本の経済の活力に寄与するということを考えたいと思つてゐるわけでございます。

○吉井委員 五年ほど前になりましたが、私は全国の国立大学調査をやりました。施設も大変だ、文献とか、日本のスタンダードになるようなものあるいは国際標準になるような資料が雨漏りのする部屋に置かれてゐるとか、あるいは学生が実験するのに研究費が不足してワンカップ大関のワンカップをビールがわりにしてゐる例とか、それは極端な例だけじゃないに、本場に今深刻な事態に置かれてゐるというのを調査してきて、私たちは国会で紹介もし、取り上げたことがあります。

今第十条で学術研究の特性に配慮し云々をおっしゃつたけれども、その十条とその前の九条のところで「特定研究成果の民間事業者への移転の促進に資するため、大学における学術の応用に関する研究の進展が図られるよう必要の配慮」とか、大学と民間事業者との連携及び協力の円滑化に努める、「民間事業者が特定研究成果を活用するた

めに必要な知識及び技術の習得を促進するための施策を効果的に推進するよう努めなければならない。」大学や国研の研究条件が今言つたように極めて貧弱かつ不十分なもので、わざわざ法律でこのような規定を置くことは、大学や国研の研究がますます大企業や産業界の利益に沿つた方向に進まざるを得ないといふところに行つてしまふおそれがある。私は、この点については、本場にそういう事態を避けるために、やはり大臣として特別そのところについて深い考慮を払つた対応というものを考えねばならないと思ふのであります。

○堀内国務大臣 先ほどの御指摘のように、大学の研究活動における自主性というものは尊重されなければならないといふことはもちろんでありまして、その趣旨は本法の規定にもあらわれておりまして、その線はしっかりと守つてまいりたいと思つております。

○吉井委員 本場はもう少しこれで議論したいのですが、特許法も一言お聞きしておきたいと思ひますので、いずれにしても、この問題は、ベンチャーキャピタルが大学へ乗り込んで、学問、研究の自由や研究者の自立、研究成果の社会への還元、人類への貢献といふことがゆがめられることのないようにしなきゃならぬということを重ねて申し上げておきたいと思ひます。

それで、特許法については、現行法による手続は、オンライン、文書、フロッピーなどのいずれの方法も可能といふことであります。今回の改正で、原則としてフロッピー出願をオンラインシステムで使えない場合に限りとしてゐます。この方法は、中小企業や零細な弁理士などがオンラインシステムになじむコンピュータを設備するための相当程度の費用負担を考えると、やはりフロッピー出願にも余地を残すといふことで中小企業の利便を考慮すべきだといふふうに思ひますが、この点についてどうですか。

○荒井(寿)政府委員 今回の改正でオンライン出願を推進していくといふふうになつております

が、従来、文書、紙で出していた場合と、それからさらにフロッピーディスクで出していたということもありません。今、中小企業の方も弁理士の方もフロッピーディスクの多くはパソコンでつくっておられます。今までの出願の場合には専用の端末を買っていただかなければいけませんでしたが、相当お金がかかるということでもございましたが、今回は、普通のそういうフロッピーディスクをおつくりになるパソコンでそのままオンライン出願していただけるように便利にしたものでございます。基本的には中小企業の方や弁理士の方に對する負担はふえないというふうに思っておりますが、なお一層の配慮が必要ということでも、パソコンの出願のソフトは無料で配付するとか、全国の都道府県にありまます発明協会の支部で無料で使っていただけたらとか、出願のアドバイザーをするとかいう配慮をしながら、中小企業の方や弁理士の方に御負担のかからないように配慮してまいりたいと思っております。

○吉井委員 もうこれで終わりたいと思います。それで、特に今の点、中小企業者の方に特段の配慮をしていただきたい、このことを申し上げまして、私の質問を終わりたいと思います。

○斎藤委員長 これにて両案に対する質疑は終局いたしました。

○斎藤委員長 これより討論に入ります。

両案中、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案に對し、討論の申し出がありますので、これを許します。吉井英勝君。

○吉井委員 私は、日本共産党を代表して、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案に對する反対討論を行います。

反対理由の第一は、本法案が特定の大企業、証券・金融機関系のベンチャーキャピタル等による大学等の成果の事業化を促進し、その利益に奉仕するものだからであります。

文部省学術国際局長が設置した産学の連携・協力の在り方に関する調査研究協力者会議が一九九七年三月三十一日に発表したまとめによれば、ベンチャーキャピタル、シンクタンク等の取り組みが進行している状況を踏まえ、積極的に支援していくとされており、本法案による特定大学技術移転事業という新たな法的枠組みが、現に一部の大学で進んでいる大企業、証券・金融機関系のベンチャーキャピタルによる大学の成果の事業化をモデルとし、それを促進するためのものであることは明らかです。

反対理由の第二は、本法案が大学等の学術研究を大企業の利潤追求に従属させ、真理の探求を通じて人類社会の進歩に貢献するという本来の役割を阻害するものだからであります。

近年、一方では大学や国研の経常研究費が抑制され、他方では提案公募型や競争特研などの研究費が急増し、特定大企業に直結する研究が重点的に促進されています。こうした状況のもとで、本法案のように、第九条で特定研究成果の民間事業者への移転の促進に資するため、大学における学術の応用に関する研究の進展が図られるよう必要な配慮をすることを文部大臣に義務づけ、技術移転事業が促進されれば、基礎的研究が一層抑制され、特定大企業に奉仕する研究への重点化が進むことは明らかです。大学等の学術研究を産業活動や大企業の利潤追求に従属させることは、大学等の学術研究の発展を阻害し、その社会的貢献をも衰退させるものです。

大学や国研における研究成果は社会の貴重な知的財産であり、これが特許や技術等を含め、さまざまな形態で広く社会に還元され活用されることは有意義なことであり、我が党は産官学連携一般を否定するものではありません。しかし、そのことが、真理の探求を通じて人類社会の進歩に貢献するという本来果たすべき役割をゆがめることがあつてはなりません。

以上、本法案に反対する理由を述べて、反対討論を終わります。(拍手)

○斎藤委員長 これにて討論は終局いたしました。

○斎藤委員長 これより採決に入ります。

まず、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○斎藤委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、特許法等の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○斎藤委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○斎藤委員長 ただいま議決いたしました両案中、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案に對し、岸田文雄君外四名から、自由民主党、民友連、平和・改革、自由党及び社会民主党・市民連合の五派共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。伊藤達也君。

○伊藤達也委員 ただいま議題となりました附帯決議案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律案に對する附帯決議(案)

政府は、本法施行に当たり、特定研究成果の民間事業者への移転の円滑かつ効果的な促進を図るため、国立大学等の研究者が本法の対象となる技術移転機関の役員等の職を兼ねることを可能とする措置について早急に結論を得るとともに、国立大学等の研究者が自らの研究成果に

係る事業化を図ろうとする民間企業の事業活動に對し、主体的に参画することが可能となるような制度の構築に向けて積極的に検討を進めること。

以上であります。

附帯決議案の内容につきましては、審査の経過及び案文によつて御理解いただけるものと存じますので、子細な説明は省略させていただきます。何とぞ委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○斎藤委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○斎藤委員長 起立多数。よつて、本案に對し附帯決議を付することに決しました。

この際、堀内通商産業大臣から発言を求められておりますので、これを許します。堀内通商産業大臣。

○堀内国務大臣 ただいま御決議のありました附帯決議につきましては、その趣旨を尊重し、本法の実施に努めてまいりたいと考えております。

○斎藤委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました両案に關する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○斎藤委員長 御異議なしと認めます。よつて、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○斎藤委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。午後四時六分散会

平成十年四月二十一日印刷

平成十年四月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F